【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年4月9日提出
【計算期間】	第25期(自 2019年7月17日至 2020年1月14日)
【ファンド名】	野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	ＣＥＯ兼代表取締役社長 中川　順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	松井　秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目１２番１号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆わが国の株式を実質的な主要投資対象※1とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

◆ファンダメンタル・インデックス構成手法※2を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウェイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構築することを基本とします。

◆株式の実質組入比率は高位を基本とします。

※1　ファンドは、「野村RAFI(R)日本株投信マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2　当該手法は、株主資本、配当額、キャッシュフロー等のファンダメンタル指標をもとに銘柄のウェイト付けを行なう運用手法で、2020年4月現在、リサーチ・アフィリエイツ社が知的所有権を申請中です。

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「野村RAFI(R)日本株投信マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。

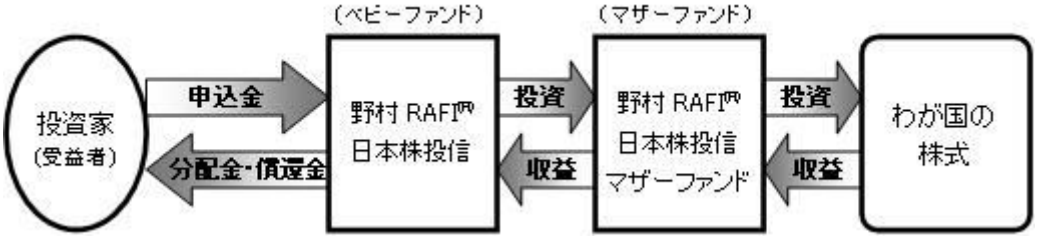

※マザーファンドの運用の方針等については、『第1　ファンドの状況　2　投資方針　(参考)マザーファンドの概要』をご参照ください。

※ファンドは、マザーファンドのほかに、直接株式等に投資する場合があります。

※「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村RAFI(R)日本株投信)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 (　)
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回		
債券		北米	ファミリーファンド
一般	年6回		
公債	(隔月)	欧州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性	(毎月)		
(　)		オセアニア	
	日々		
不動産投信		中南米	
	その他		ファンド・オブ・ファンズ
その他資産	(　)	アフリカ	
(投資信託証券)			
(株式 一般)		中近東 (中東)	
資産複合			
(　)		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　http://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
［投資対象資産による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
［独立した区分］
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。
［補足分類］
(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞
［投資対象資産による属性区分］
株式
(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
債券
(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
その他資産…組入れている資産を記載するものとする。
資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とす

る旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組

みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2007年5月30日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

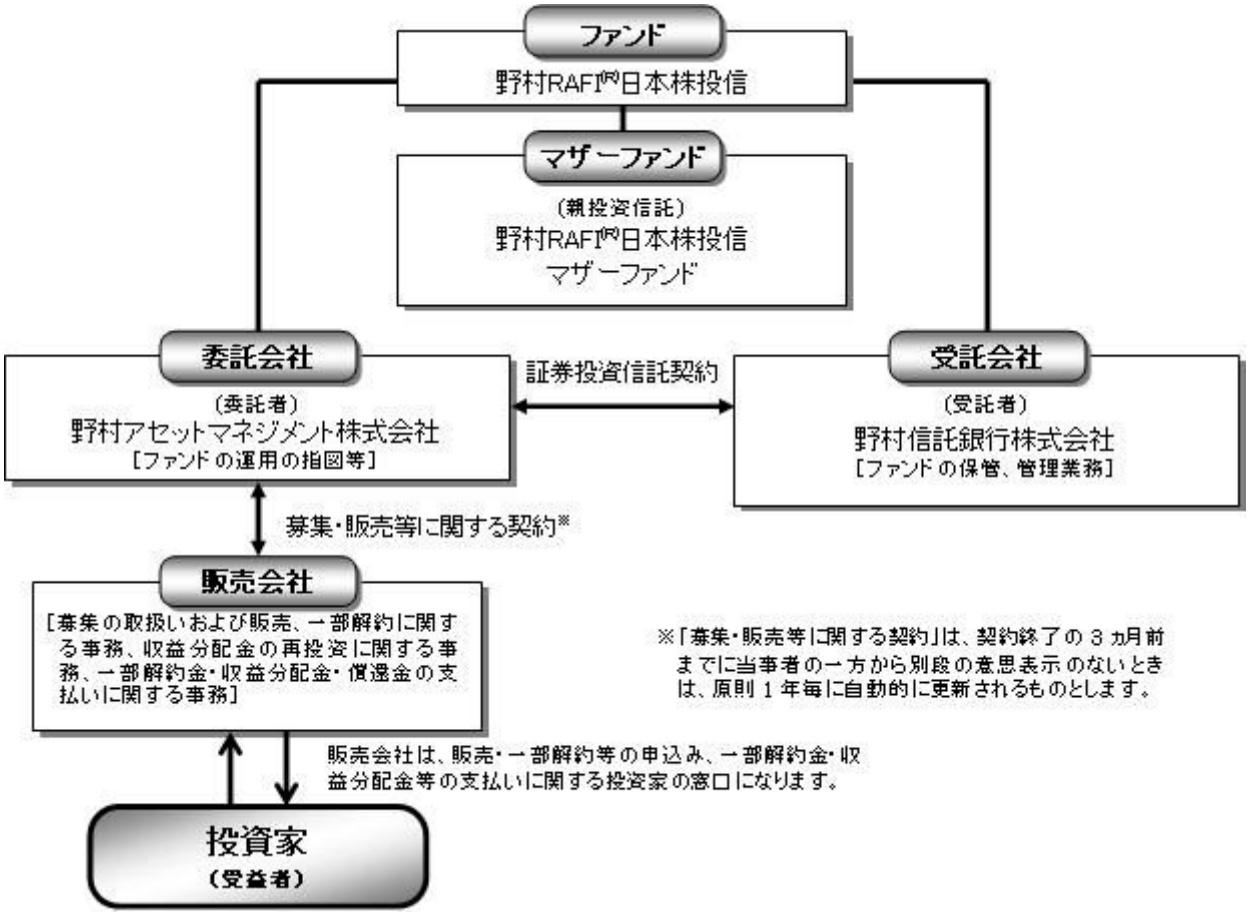

■委託会社の概況(2020年2月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月１日　　野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月１日　　投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月１日　　野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

[1]わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法を活用して、株式ポートフォリオを構築することを基本とします。

◆わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウェイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構築することを基本とします。

■RAFIインデックス（RAFI(R)）の著作権等について■
リサーチ・アフィリエイツ社は、野村アセットマネジメントがファンドまたはアカウントの運用のために用いるRAFIインデックスの収益性、有効性に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行なうものではなく、いかなる責任も負わないことを明記します。

■『ファンダメンタル・インデックス構成手法』を活用したポートフォリオ構築プロセス■

※上記ポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

[2] 株式の実質組入比率は高位を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「野村RAFI(R)日本株投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式等に投資する場合があります。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「（5）投資制限⑪および⑫」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ.金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村RAFI(R)日本株投信マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証

券に限ります。）

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「（2）投資対象②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

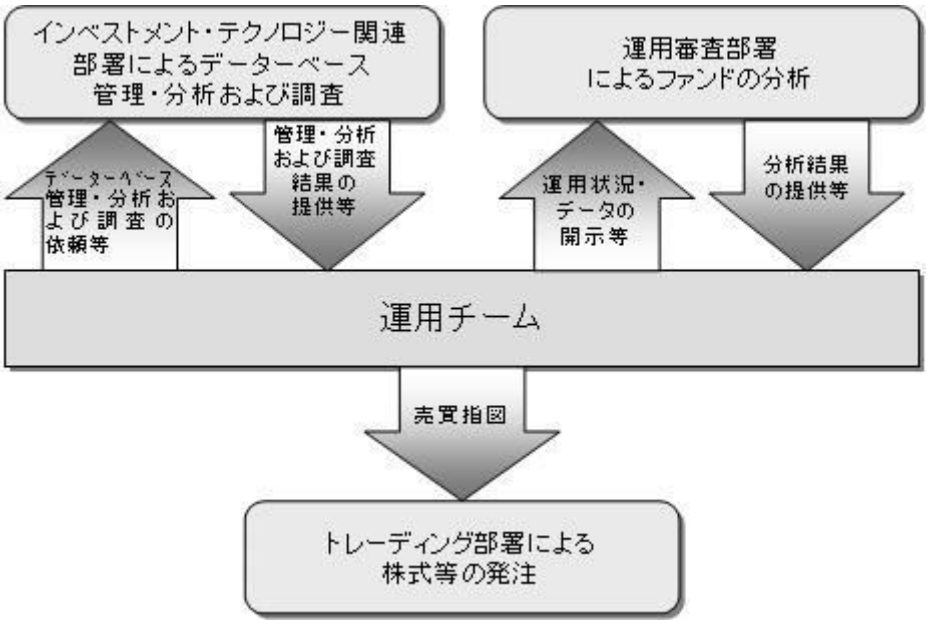

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。

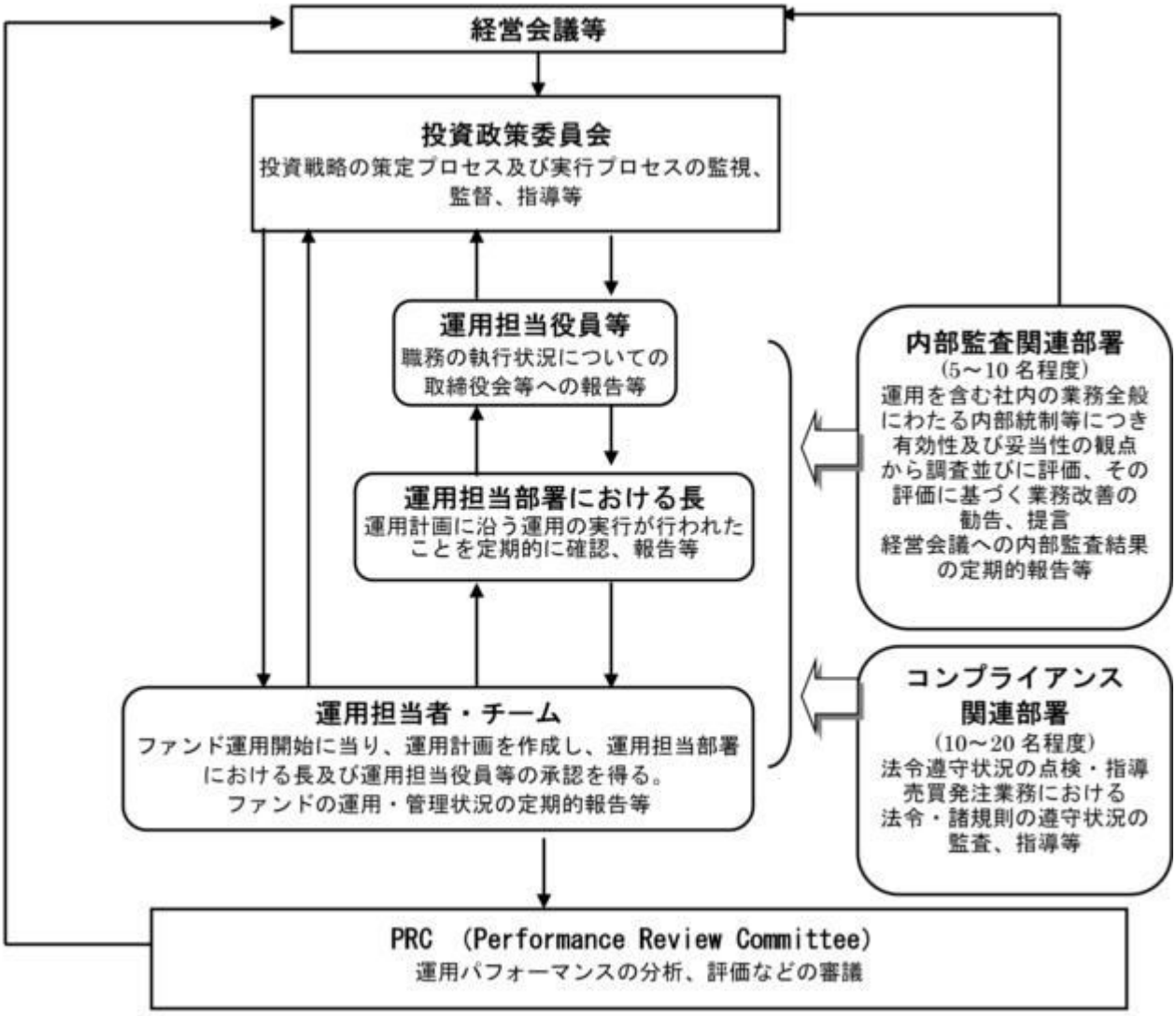

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※　配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※　売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年1月および7月の各13日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

①株式への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④デリバティブの使用(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%

以内とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債※への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

⑧投資信託証券への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑨投資する株式等の範囲(約款第19条)

(ⅰ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、約款「運用の基本方針」の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑩信用取引の指図範囲(約款第21条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑪先物取引等の運用指図(約款第22条)

(ⅰ)委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ⅱ)委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所に

おける通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(iii)委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑫スワップ取引の運用指図（約款第23条）

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑬有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約の指図(約款第28条)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ⅱ)委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑯資金の借入れ(約款第36条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

⑱同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(ⅰ)の数が(ⅱ)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ⅰ)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ⅱ)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

(参考)マザーファンドの概要

「野村RAFI(R)日本株投信マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① わが国の株式を主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウエイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構成することを基本とします。

② 株式の組入比率は高位を基本とします。

③ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
④ デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑧ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行に

なる可能性があります。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

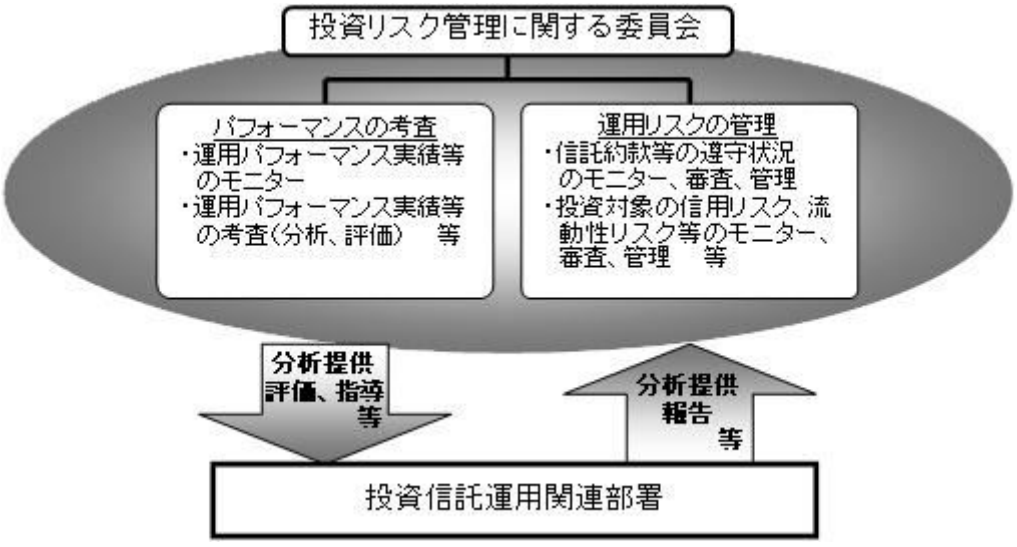

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較（2015年3月末～2020年2月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

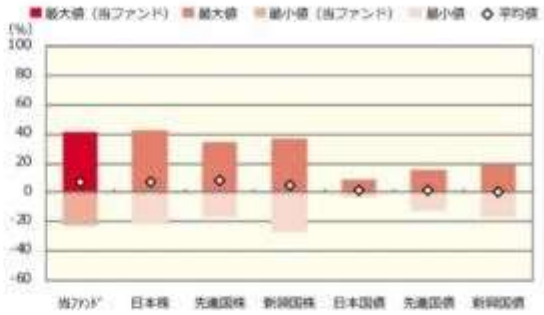

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**41.3**	41.9	34.1	37.2	9.3	15.3	19.3
最小値（%）	**△23.1**	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値（%）	**6.7**	7.5	8.6	4.9	2.0	1.3	0.8

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年3月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2015年3月から2020年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2015年3月から2020年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
○日本国債：NOMURA-BPI 国債
○先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■
○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
○MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または融資になっている可能性もあります。
米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC., またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC　他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

①取得申込日の基準価額に、2.2%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜2.0%)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.1%(税抜年1.0%)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、ファンドの純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

ファンドの純資産総額	250億円以下の部分	250億円超500億円以下の部分	500億円超の部分
委託会社	年0.45%	年0.46%	年0.47%
販売会社	年0.50%	年0.50%	年0.50%
受託会社	年0.05%	年0.04%	年0.03%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に

相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産保管等に要する費用はファンドから支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用があります。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通

算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

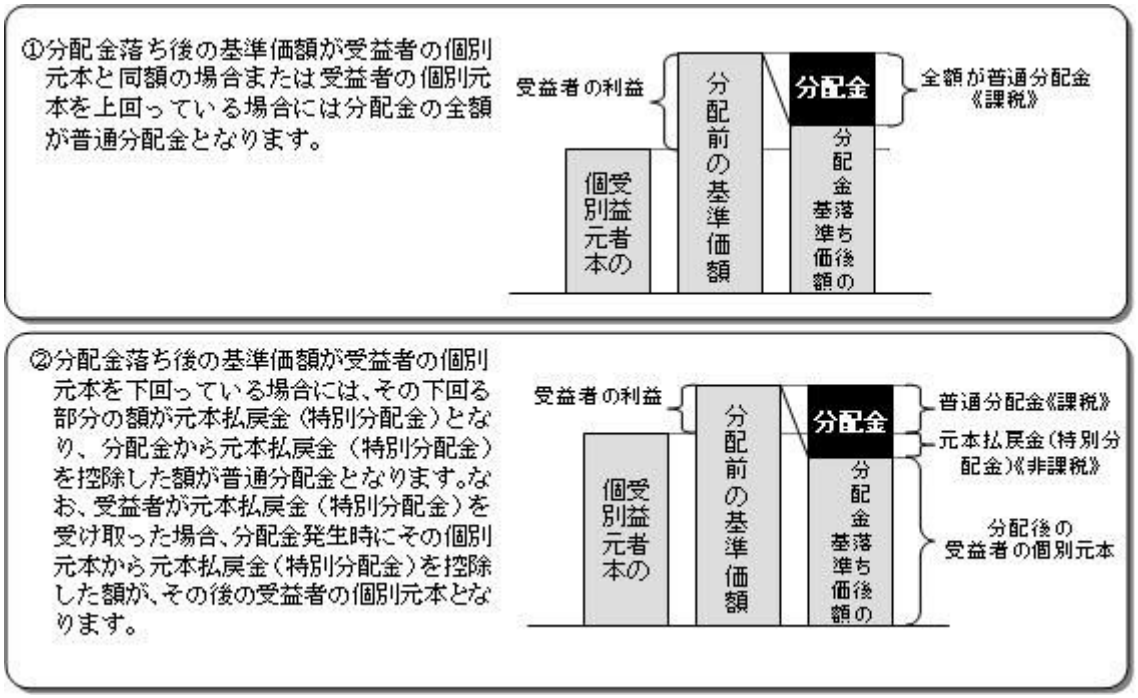

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2020年2月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2020年2月28日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,974,384,935	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	4,141,913	0.20
合計（純資産総額）		1,978,526,848	100.00

（参考）野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	3,859,538,740	99.17
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	32,050,280	0.82

合計（純資産総額）	3,891,589,020	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	14,995,000	0.38

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信マザーファンド	1,498,015,884	1.5076	2,258,408,747	1.3180	1,974,384,935	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合　　計	99.79

（参考）野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	30,500	7,196.52	219,493,860	7,127.00	217,373,500	5.58
2	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	207,700	536.45	111,420,665	531.90	110,475,630	2.83
3	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	41,000	2,604.71	106,793,110	2,529.50	103,709,500	2.66
4	日本	株式	ＮＴＴドコモ	情報・通信業	27,000	2,655.22	71,690,940	2,927.50	79,042,500	2.03
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	22,600	3,834.21	86,653,146	3,484.00	78,738,400	2.02
6	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	14,500	4,837.14	70,138,530	5,013.00	72,688,500	1.86
7	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	24,200	2,881.41	69,730,122	2,799.50	67,747,900	1.74
8	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	423,300	161.10	68,193,630	147.60	62,479,080	1.60
9	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	18,000	2,912.16	52,418,880	3,058.00	55,044,000	1.41
10	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	113,800	727.49	82,789,426	463.60	52,757,680	1.35

11	日本	株式	三菱商事	卸売業	17,600	2,909.61	51,209,136	2,690.00	47,344,000	1.21
12	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	21,200	2,467.68	52,314,918	2,144.00	45,452,800	1.16
13	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	25,500	1,440.36	36,729,180	1,412.50	36,018,750	0.92
14	日本	株式	三井物産	卸売業	19,500	1,826.92	35,624,940	1,783.50	34,778,250	0.89
15	日本	株式	キヤノン	電気機器	12,700	3,137.01	39,840,027	2,733.50	34,715,450	0.89
16	日本	株式	東京電力ホールディングス	電気・ガス業	82,300	522.43	42,995,989	410.00	33,743,000	0.86
17	日本	株式	ソニー	電気機器	5,100	5,973.28	30,463,728	6,611.00	33,716,100	0.86
18	日本	株式	デンソー	輸送用機器	7,900	4,678.44	36,959,700	4,220.00	33,338,000	0.85
19	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	13,500	2,156.38	29,111,130	2,461.50	33,230,250	0.85
20	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	5,600	5,694.48	31,889,088	5,801.00	32,485,600	0.83
21	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	7,800	4,268.22	33,292,128	3,606.00	28,126,800	0.72
22	日本	株式	オリックス	その他金融業	16,100	1,676.40	26,990,040	1,742.00	28,046,200	0.72
23	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	7,100	3,919.17	27,826,107	3,763.00	26,717,300	0.68
24	日本	株式	日立製作所	電気機器	7,200	4,049.38	29,155,536	3,637.00	26,186,400	0.67
25	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	3,100	10,087.03	31,269,793	8,319.00	25,788,900	0.66
26	日本	株式	ＳＵＢＡＲＵ	輸送用機器	9,800	2,762.96	27,077,008	2,619.50	25,671,100	0.65
27	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	1,400	21,770.00	30,478,000	17,780.00	24,892,000	0.63
28	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	6,500	3,861.22	25,097,930	3,696.00	24,024,000	0.61
29	日本	株式	住友商事	卸売業	14,500	1,660.42	24,076,090	1,544.50	22,395,250	0.57
30	日本	株式	パナソニック	電気機器	21,100	932.05	19,666,255	1,030.50	21,743,550	0.55

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.38
		建設業	2.87
		食料品	3.46
		繊維製品	0.54
		パルプ・紙	0.35
		化学	5.70
		医薬品	3.42
		石油・石炭製品	0.71
		ゴム製品	1.05
		ガラス・土石製品	0.80
		鉄鋼	1.32
		非鉄金属	0.86
		金属製品	0.63
		機械	4.10
		電気機器	9.36
		輸送用機器	13.27
		精密機器	0.88

		その他製品	1.12
		電気・ガス業	3.17
		陸運業	3.25
		海運業	0.19
		空運業	0.56
		倉庫・運輸関連業	0.18
		情報・通信業	11.41
		卸売業	5.83
		小売業	3.76
		銀行業	10.41
		証券、商品先物取引業	0.78
		保険業	2.68
		その他金融業	1.73
		不動産業	1.68
		サービス業	2.48
合　　計			99.17

②【投資不動産物件】

野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信

該当事項はありません。

（参考）野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信

該当事項はありません。

（参考）野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX先物(2020年03月限)	買建	1	日本円	17,175,495	14,995,000	0.38

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信

2020年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第6計算期間 (2010年 7月13日)	9,143	9,143	0.5766	0.5766
第7計算期間 (2011年 1月13日)	8,267	8,267	0.6361	0.6361
第8計算期間 (2011年 7月13日)	6,712	6,712	0.5926	0.5926
第9計算期間 (2012年 1月13日)	5,347	5,347	0.5181	0.5181
第10計算期間 (2012年 7月13日)	4,827	4,827	0.5266	0.5266
第11計算期間 (2013年 1月15日)	5,324	5,324	0.6372	0.6372
第12計算期間 (2013年 7月16日)	5,588	5,588	0.8526	0.8526
第13計算期間 (2014年 1月14日)	5,427	5,427	0.8975	0.8975
第14計算期間 (2014年 7月14日)	5,083	5,083	0.9178	0.9178
第15計算期間 (2015年 1月13日)	4,724	4,724	0.9871	0.9871
第16計算期間 (2015年 7月13日)	4,452	4,490	1.1758	1.1858
第17計算期間 (2016年 1月13日)	3,634	3,644	1.0625	1.0655
第18計算期間 (2016年 7月13日)	3,058	3,058	0.9568	0.9568
第19計算期間 (2017年 1月13日)	3,213	3,240	1.1731	1.1831
第20計算期間 (2017年 7月13日)	2,776	2,799	1.2036	1.2136
第21計算期間 (2018年 1月15日)	2,841	2,862	1.3888	1.3988
第22計算期間 (2018年 7月13日)	2,486	2,510	1.2602	1.2722
第23計算期間 (2019年 1月15日)	2,299	2,319	1.1515	1.1615
第24計算期間 (2019年 7月16日)	2,194	2,213	1.1462	1.1562
第25計算期間 (2020年 1月14日)	2,293	2,311	1.2452	1.2552
2019年 2月末日	2,365	—	1.1876	—
3月末日	2,310	—	1.1763	—
4月末日	2,329	—	1.1928	—
5月末日	2,156	—	1.1115	—
6月末日	2,187	—	1.1412	—
7月末日	2,186	—	1.1370	—
8月末日	2,089	—	1.0923	—
9月末日	2,218	—	1.1604	—
10月末日	2,306	—	1.2180	—
11月末日	2,317	—	1.2376	—
12月末日	2,306	—	1.2518	—
2020年 1月末日	2,222	—	1.2067	—
2月末日	1,978	—	1.0873	—

②【分配の推移】

野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信

	計算期間	1口当たりの分配金
第6計算期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	0.0000円
第7計算期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	0.0000円
第8計算期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	0.0000円
第9計算期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	0.0000円
第10計算期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	0.0000円
第11計算期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	0.0000円
第12計算期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	0.0000円
第13計算期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	0.0000円
第14計算期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	0.0000円
第15計算期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	0.0000円
第16計算期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	0.0100円
第17計算期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	0.0030円
第18計算期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	0.0000円
第19計算期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	0.0100円
第20計算期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	0.0100円
第21計算期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	0.0100円
第22計算期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	0.0120円
第23計算期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	0.0100円
第24計算期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	0.0100円
第25計算期間	2019年 7月17日～2020年 1月14日	0.0100円

③【収益率の推移】

野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信

	計算期間	収益率
第6計算期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	△7.7%
第7計算期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	10.3%
第8計算期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	△6.8%
第9計算期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	△12.6%
第10計算期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	1.6%
第11計算期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	21.0%
第12計算期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	33.8%
第13計算期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	5.3%
第14計算期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	2.3%
第15計算期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	7.6%
第16計算期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	20.1%

第17計算期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	△9.4%
第18計算期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	△9.9%
第19計算期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	23.7%
第20計算期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	3.5%
第21計算期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	16.2%
第22計算期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	△8.4%
第23計算期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	△7.8%
第24計算期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	0.4%
第25計算期間	2019年 7月17日～2020年 1月14日	9.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第6計算期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	66,813,351	3,802,771,216	15,856,746,273
第7計算期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	4,715,019	2,863,890,201	12,997,571,091
第8計算期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	2,167,402	1,671,312,476	11,328,426,017
第9計算期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	103,773,680	1,109,734,274	10,322,465,423
第10計算期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	4,671,625	1,159,998,799	9,167,138,249
第11計算期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	3,406,825	813,957,001	8,356,588,073
第12計算期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	32,655,646	1,834,249,186	6,554,994,533
第13計算期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	96,593,027	603,455,479	6,048,132,081
第14計算期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	93,473,265	603,124,402	5,538,480,944
第15計算期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	246,579,675	998,142,131	4,786,918,488
第16計算期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	271,758,131	1,271,677,504	3,786,999,115
第17計算期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	147,361,632	513,422,645	3,420,938,102
第18計算期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	111,331,351	335,788,991	3,196,480,462
第19計算期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	911,390	458,162,960	2,739,228,892
第20計算期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	13,094,147	445,652,480	2,306,670,559
第21計算期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	11,338,998	271,932,617	2,046,076,940
第22計算期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	11,122,487	84,130,596	1,973,068,831
第23計算期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	111,768,465	87,931,942	1,996,905,354
第24計算期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	9,896,807	92,086,180	1,914,715,981
第25計算期間	2019年 7月17日～2020年 1月14日	9,179,099	82,163,235	1,841,731,845

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2020年2月28日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2020年1月	100 円
2019年7月	100 円
2019年1月	100 円
2018年7月	120 円
2018年1月	100 円
設定来累計	850 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	トヨタ自動車	輸送用機器	5.6
2	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	2.8
3	日本電信電話	情報・通信業	2.7
4	ＮＴＴドコモ	情報・通信業	2.0
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.0
6	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.9
7	本田技研工業	輸送用機器	1.7
8	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.6
9	ＫＤＤＩ	情報・通信業	1.4
10	日産自動車	輸送用機器	1.3

実質的な業種別投資比率（上位）

順位	業種	投資比率（%）
1	輸送用機器	13.2
2	情報・通信業	11.4
3	銀行業	10.4
4	電気機器	9.3
5	卸売業	5.8

年間収益率の推移（暦年ベース）

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・ファンドにベンチマークはありません。
・2020年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部　証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付けについては、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、１万口以上１口単位（当初元本１口＝１円）または１万円以上１円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を１口単位または１円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込み受付日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法

令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法※により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2022年7月13日までとします（2007年5月30日設定）。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年1月14日から7月13日までおよび7月14日から翌年1月13日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託終了日前にこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

(ⅰ)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ⅲ)上記(ⅱ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(ⅳ)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅴ)上記(ⅱ)から(ⅳ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅱ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ⅵ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅶ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(ⅳ)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(ⅷ)受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

(ⅰ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ⅲ)上記(ⅱ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(ⅰ)の信託約款の変更をしません。

(ⅴ)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての

受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(ⅰ)から(ⅴ)までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(ⅰ)または「(d)信託約款の変更」(ⅱ)に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

第３【ファンドの経理状況】

(１)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間(2019年7月17日から2020年1月14日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 (2019年 7月16日現在)	第25期 (2020年 1月14日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	35,938,908	35,346,487
親投資信託受益証券	2,190,276,911	2,289,194,739
流動資産合計	2,226,215,819	2,324,541,226
資産合計	2,226,215,819	2,324,541,226
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,147,159	18,417,318
未払解約金	-	638,355
未払受託者報酬	615,427	609,447
未払委託者報酬	11,693,006	11,579,432
未払利息	72	31
その他未払費用	36,862	36,510
流動負債合計	31,492,526	31,281,093
負債合計	31,492,526	31,281,093
純資産の部		
元本等		
元本	1,914,715,981	1,841,731,845
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	280,007,312	451,528,288
（分配準備積立金）	724,010,100	702,742,465
元本等合計	2,194,723,293	2,293,260,133
純資産合計	2,194,723,293	2,293,260,133
負債純資産合計	2,226,215,819	2,324,541,226

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 自　2019年 1月16日 至　2019年 7月16日	第25期 自　2019年 7月17日 至　2020年 1月14日
営業収益		
有価証券売買等損益	21,898,032	217,817,828
営業収益合計	21,898,032	217,817,828
営業費用		
支払利息	3,396	2,114
受託者報酬	615,427	609,447
委託者報酬	11,693,006	11,579,432
その他費用	36,862	36,510
営業費用合計	12,348,691	12,227,503
営業利益又は営業損失（△）	9,549,341	205,590,325
経常利益又は経常損失（△）	9,549,341	205,590,325
当期純利益又は当期純損失（△）	9,549,341	205,590,325
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	831,408	5,183,601
期首剰余金又は期首欠損金（△）	302,582,564	280,007,312
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,511,694	1,304,453
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,511,694	1,304,453
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,657,720	11,772,883
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,657,720	11,772,883
分配金	19,147,159	18,417,318
期末剰余金又は期末欠損金（△）	280,007,312	451,528,288

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当ファンドの計算期間は、2019年 7月17日から2020年 1月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第24期 2019年 7月16日現在	第25期 2020年 1月14日現在
１．　計算期間の末日における受益権の総数 1,914,715,981口	１．　計算期間の末日における受益権の総数 1,841,731,845口
２．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	２．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額　1.1462円	1口当たり純資産額　1.2452円
(10,000口当たり純資産額)　(11,462円)	(10,000口当たり純資産額)　(12,452円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第24期
自 2019年 1月16日
至 2019年 7月16日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,279,870円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	104,478,721円
分配準備積立金額	D	719,877,389円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	847,635,980円
当ファンドの期末残存口数	F	1,914,715,981口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,426円
10,000口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,147,159円

第25期
自 2019年 7月17日
至 2020年 1月14日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27,829,051円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	103,820,185円
分配準備積立金額	D	693,330,732円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	824,979,968円
当ファンドの期末残存口数	F	1,841,731,845口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,479円
10,000口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,417,318円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第24期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日	第25期 自 2019年 7月17日 至 2020年 1月14日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第24期 2019年 7月16日現在	第25期 2020年 1月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法	２．時価の算定方法

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第24期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日	第25期 自 2019年 7月17日 至 2020年 1月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第24期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日		第25期 自 2019年 7月17日 至 2020年 1月14日	
期首元本額	1,996,905,354円	期首元本額	1,914,715,981円
期中追加設定元本額	9,896,807円	期中追加設定元本額	9,179,099円
期中一部解約元本額	92,086,180円	期中一部解約元本額	82,163,235円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第24期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日	第25期 自 2019年 7月17日 至 2020年 1月14日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	20,634,883	210,593,161
合計	20,634,883	210,593,161

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式(2020年1月14日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2020年1月14日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信マザーファンド	1,518,335,703	2,289,194,739	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.8%	1,518,335,703	2,289,194,739 100.0%	
合計				2,289,194,739	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。
(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2020年 1月14日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	22,071,706
株式	4,445,158,558
派生商品評価勘定	224,505
未収入金	17,731,550
未収配当金	7,887,300
差入委託証拠金	345,000
流動資産合計	4,493,418,619
資産合計	4,493,418,619
負債の部	
流動負債	
未払解約金	10,300,000
未払利息	19
流動負債合計	10,300,019
負債合計	10,300,019
純資産の部	
元本等	
元本	2,973,566,997
剰余金	

	(2020年 1月14日現在)
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,509,551,603
元本等合計	4,483,118,600
純資産合計	4,483,118,600
負債純資産合計	4,493,418,619

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 1月14日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5077円
(10,000口当たり純資産額)	(15,077円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年 7月17日 至 2020年 1月14日
1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。

当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年 1月14日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年 1月14日現在	
期首	2019年 7月17日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	13,983,212,067円
同期中における追加設定元本額	847,168,401円
同期中における一部解約元本額	11,856,813,471円
期末元本額	2,973,566,997円
期末元本額の内訳＊	
野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信	1,518,335,703円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	494,208,386円
野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信Ｆ（適格機関投資家専用）	961,022,908円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1　有価証券明細表
(1)株式(2020年1月14日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	日本水産	2,300	626.00	1,439,800	
		マルハニチロ	500	2,759.00	1,379,500	
		サカタのタネ	200	3,565.00	713,000	
		ホクト	300	1,954.00	586,200	
		日鉄鉱業	200	4,775.00	955,000	
		国際石油開発帝石	12,800	1,155.00	14,784,000	
		石油資源開発	800	3,045.00	2,436,000	
		K＆Oエナジーグループ	300	1,505.00	451,500	
		ショーボンドホールディングス	200	4,650.00	930,000	
		ミライト・ホールディングス	800	1,706.00	1,364,800	
		安藤・間	1,600	966.00	1,545,600	
		東急建設	1,400	758.00	1,061,200	
		コムシスホールディングス	700	3,195.00	2,236,500	
		高松コンストラクショングループ	300	2,788.00	836,400	
		東建コーポレーション	200	7,550.00	1,510,000	
		大成建設	1,900	4,585.00	8,711,500	
		大林組	6,300	1,231.00	7,755,300	
		清水建設	6,100	1,134.00	6,917,400	
		長谷工コーポレーション	3,200	1,476.00	4,723,200	
		鹿島建設	5,100	1,422.00	7,252,200	
		西松建設	700	2,450.00	1,715,000	
		三井住友建設	1,700	628.00	1,067,600	
		大豊建設	200	2,787.00	557,400	
		前田建設工業	1,800	1,016.00	1,828,800	
		奥村組	500	2,975.00	1,487,500	
		東鉄工業	300	3,170.00	951,000	

戸田建設	2,800	715.00	2,002,000	
熊谷組	400	3,275.00	1,310,000	
大東建託	600	13,020.00	7,812,000	
新日本建設	800	921.00	736,800	
ＮＩＰＰＯ	1,100	2,411.00	2,652,100	
前田道路	700	2,653.00	1,857,100	
日本道路	100	6,650.00	665,000	
東洋建設	1,000	512.00	512,000	
五洋建設	1,900	668.00	1,269,200	
福田組	200	4,920.00	984,000	
住友林業	1,600	1,581.00	2,529,600	
大和ハウス工業	5,800	3,446.00	19,986,800	
ライト工業	400	1,560.00	624,000	
積水ハウス	5,200	2,391.50	12,435,800	
ユアテック	1,400	691.00	967,400	
中電工	600	2,505.00	1,503,000	
関電工	1,500	1,018.00	1,527,000	
きんでん	1,700	1,658.00	2,818,600	
トーエネック	200	3,830.00	766,000	
住友電設	200	2,755.00	551,000	
日本電設工業	500	2,210.00	1,105,000	
協和エクシオ	700	2,790.00	1,953,000	
九電工	500	3,235.00	1,617,500	
三機工業	500	1,529.00	764,500	
日揮ホールディングス	1,400	1,706.00	2,388,400	
太平電業	200	2,294.00	458,800	
高砂熱学工業	500	1,916.00	958,000	
大氣社	300	3,705.00	1,111,500	
日比谷総合設備	300	1,923.00	576,900	
レイズネクスト	400	1,346.00	538,400	
日本製粉	700	1,702.00	1,191,400	
日清製粉グループ本社	1,400	1,887.00	2,641,800	
昭和産業	300	3,080.00	924,000	
三井製糖	400	2,227.00	890,800	
森永製菓	200	5,320.00	1,064,000	
江崎グリコ	400	4,915.00	1,966,000	

山崎製パン	1,400	2,049.00	2,868,600	
亀田製菓	100	5,020.00	502,000	
カルビー	500	3,660.00	1,830,000	
森永乳業	300	4,325.00	1,297,500	
ヤクルト本社	600	6,110.00	3,666,000	
明治ホールディングス	800	7,570.00	6,056,000	
雪印メグミルク	600	2,539.00	1,523,400	
プリマハム	400	2,555.00	1,022,000	
日本ハム	800	4,680.00	3,744,000	
丸大食品	300	2,216.00	664,800	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	300	3,060.00	918,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	1,900	712.00	1,352,800	
サッポロホールディングス	600	2,652.00	1,591,200	
アサヒグループホールディングス	2,200	4,973.00	10,940,600	
キリンホールディングス	4,900	2,446.50	11,987,850	
宝ホールディングス	1,000	1,004.00	1,004,000	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールデ	1,200	2,881.00	3,457,200	
サントリー食品インターナショナル	1,700	4,620.00	7,854,000	
ダイドーグループホールディングス	200	4,545.00	909,000	
伊藤園	300	5,580.00	1,674,000	
日清オイリオグループ	300	3,815.00	1,144,500	
不二製油グループ本社	500	2,986.00	1,493,000	
Ｊ－オイルミルズ	200	4,300.00	860,000	
キッコーマン	500	5,430.00	2,715,000	
味の素	3,600	1,820.50	6,553,800	
キユーピー	900	2,426.00	2,183,400	
ハウス食品グループ本社	500	3,750.00	1,875,000	
カゴメ	400	2,628.00	1,051,200	
アリアケジャパン	100	7,860.00	786,000	
ニチレイ	800	2,646.00	2,116,800	
東洋水産	500	4,575.00	2,287,500	
日清食品ホールディングス	400	8,160.00	3,264,000	
フジッコ	300	1,992.00	597,600	
日本たばこ産業	20,200	2,429.00	49,065,800	
わらべや日洋ホールディングス	200	1,912.00	382,400	

理研ビタミン	200	3,980.00	796,000	
グンゼ	200	4,815.00	963,000	
東洋紡	900	1,578.00	1,420,200	
倉敷紡績	300	2,431.00	729,300	
日本毛織	600	1,120.00	672,000	
帝人	2,000	2,036.00	4,072,000	
東レ	13,700	748.20	10,250,340	
セーレン	500	1,508.00	754,000	
ワコールホールディングス	600	2,994.00	1,796,400	
ホギメディカル	200	3,605.00	721,000	
ＴＳＩホールディングス	1,000	538.00	538,000	
ワールド	400	2,645.00	1,058,000	
オンワードホールディングス	1,700	631.00	1,072,700	
ゴールドウイン	100	8,040.00	804,000	
デサント	400	2,037.00	814,800	
特種東海製紙	200	4,000.00	800,000	
王子ホールディングス	9,300	588.00	5,468,400	
日本製紙	1,400	1,841.00	2,577,400	
三菱製紙	900	480.00	432,000	
北越コーポレーション	2,500	550.00	1,375,000	
大王製紙	1,100	1,480.00	1,628,000	
レンゴー	2,500	828.00	2,070,000	
トーモク	300	1,841.00	552,300	
ザ・パック	200	3,930.00	786,000	
クラレ	3,900	1,313.00	5,120,700	
旭化成	10,900	1,200.50	13,085,450	
昭和電工	1,400	2,763.00	3,868,200	
住友化学	23,200	485.00	11,252,000	
住友精化	200	3,380.00	676,000	
日産化学	600	4,730.00	2,838,000	
クレハ	200	6,700.00	1,340,000	
石原産業	800	1,009.00	807,200	
日本曹達	400	3,000.00	1,200,000	
東ソー	3,800	1,678.00	6,376,400	
トクヤマ	400	2,825.00	1,130,000	
セントラル硝子	500	2,534.00	1,267,000	

東亞合成	1,200	1,239.00	1,486,800	
大阪ソーダ	200	3,010.00	602,000	
関東電化工業	500	979.00	489,500	
デンカ	800	3,155.00	2,524,000	
信越化学工業	1,900	12,365.00	23,493,500	
堺化学工業	200	2,411.00	482,200	
エア・ウォーター	1,600	1,600.00	2,560,000	
大陽日酸	1,700	2,471.00	4,200,700	
日本パーカライジング	1,100	1,134.00	1,247,400	
高圧ガス工業	500	827.00	413,500	
四国化成工業	500	1,344.00	672,000	
日本触媒	400	6,600.00	2,640,000	
大日精化工業	300	3,045.00	913,500	
カネカ	800	3,495.00	2,796,000	
三菱瓦斯化学	3,000	1,663.00	4,989,000	
三井化学	2,100	2,630.00	5,523,000	
ＪＳＲ	1,900	2,061.00	3,915,900	
東京応化工業	300	4,400.00	1,320,000	
三菱ケミカルホールディングス	20,100	817.50	16,431,750	
ＫＨネオケム	400	2,288.00	915,200	
ダイセル	3,800	1,032.00	3,921,600	
住友ベークライト	400	4,140.00	1,656,000	
積水化学工業	3,300	1,887.00	6,227,100	
日本ゼオン	1,700	1,334.00	2,267,800	
アイカ工業	400	3,585.00	1,434,000	
宇部興産	1,400	2,329.00	3,260,600	
積水樹脂	400	2,240.00	896,000	
タキロンシーアイ	900	718.00	646,200	
日立化成	900	4,595.00	4,135,500	
積水化成品工業	600	794.00	476,400	
ダイキョーニシカワ	1,200	822.00	986,400	
森六ホールディングス	300	2,310.00	693,000	
日本化薬	1,400	1,351.00	1,891,400	
扶桑化学工業	200	3,185.00	637,000	
ＡＤＥＫＡ	1,000	1,593.00	1,593,000	
日油	500	3,515.00	1,757,500	

		花王	1,500	9,131.00	13,696,500
		三洋化成工業	200	5,260.00	1,052,000
		日本ペイントホールディングス	1,000	5,760.00	5,760,000
		関西ペイント	900	2,742.00	2,467,800
		中国塗料	500	1,029.00	514,500
		太陽ホールディングス	200	4,585.00	917,000
		エスケー化研	100	49,300.00	4,930,000
		ＤＩＣ	1,200	3,020.00	3,624,000
		サカタインクス	700	1,163.00	814,100
		東洋インキＳＣホールディングス	700	2,546.00	1,782,200
		富士フイルムホールディングス	3,000	5,792.00	17,376,000
		資生堂	600	7,963.00	4,777,800
		ライオン	800	2,107.00	1,685,600
		高砂香料工業	300	2,496.00	748,800
		マンダム	300	3,020.00	906,000
		ファンケル	300	3,110.00	933,000
		コーセー	200	17,420.00	3,484,000
		ポーラ・オルビスホールディングス	900	2,644.00	2,379,600
		ノエビアホールディングス	200	5,900.00	1,180,000
		コニシ	300	1,529.00	458,700
		長谷川香料	300	2,146.00	643,800
		上村工業	100	8,310.00	831,000
		小林製薬	200	9,270.00	1,854,000
		デクセリアルズ	600	1,087.00	652,200
		アース製薬	100	5,670.00	567,000
		クミアイ化学工業	500	989.00	494,500
		日本農薬	700	579.00	405,300
		日東電工	1,400	6,220.00	8,708,000
		藤森工業	200	3,500.00	700,000
		未来工業	200	2,171.00	434,200
		ＪＳＰ	400	1,903.00	761,200
		エフピコ	200	6,600.00	1,320,000
		天馬	300	1,999.00	599,700
		信越ポリマー	600	1,045.00	627,000
		ニフコ	700	2,977.00	2,083,900
		ユニ・チャーム	1,500	3,839.00	5,758,500

協和キリン	1,900	2,663.00	5,059,700	
武田薬品工業	7,100	4,408.00	31,296,800	
アステラス製薬	10,800	1,895.50	20,471,400	
大日本住友製薬	1,900	2,166.00	4,115,400	
塩野義製薬	1,300	6,928.00	9,006,400	
日本新薬	200	10,120.00	2,024,000	
中外製薬	800	10,450.00	8,360,000	
科研製薬	300	5,980.00	1,794,000	
エーザイ	1,200	8,106.00	9,727,200	
ロート製薬	400	3,445.00	1,378,000	
小野薬品工業	2,200	2,599.50	5,718,900	
久光製薬	500	5,940.00	2,970,000	
持田製薬	300	4,375.00	1,312,500	
参天製薬	1,600	2,161.00	3,457,600	
ツムラ	500	3,175.00	1,587,500	
日医工	700	1,325.00	927,500	
キッセイ薬品工業	400	3,075.00	1,230,000	
生化学工業	400	1,233.00	493,200	
鳥居薬品	200	3,195.00	639,000	
東和薬品	400	2,810.00	1,124,000	
沢井製薬	300	7,090.00	2,127,000	
ゼリア新薬工業	300	2,078.00	623,400	
第一三共	1,900	7,200.00	13,680,000	
キョーリン製薬ホールディングス	700	1,934.00	1,353,800	
大塚ホールディングス	3,100	4,948.00	15,338,800	
大正製薬ホールディングス	600	8,130.00	4,878,000	
日本コークス工業	4,800	79.00	379,200	
ニチレキ	400	1,343.00	537,200	
富士石油	2,200	238.00	523,600	
出光興産	2,200	2,958.00	6,507,600	
ＪＸＴＧホールディングス	42,400	492.90	20,898,960	
コスモエネルギーホールディングス	1,200	2,470.00	2,964,000	
横浜ゴム	1,700	2,049.00	3,483,300	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	1,100	1,458.00	1,603,800	
ブリヂストン	7,800	3,990.00	31,122,000	
住友ゴム工業	4,000	1,284.00	5,136,000	

オカモト	200	4,000.00	800,000	
西川ゴム工業	300	1,797.00	539,100	
ニッタ	300	3,100.00	930,000	
住友理工	1,100	911.00	1,002,100	
三ツ星ベルト	400	2,010.00	804,000	
バンドー化学	600	887.00	532,200	
日東紡績	200	5,120.00	1,024,000	
ＡＧＣ	2,400	3,870.00	9,288,000	
日本電気硝子	1,400	2,352.00	3,292,800	
住友大阪セメント	400	4,630.00	1,852,000	
太平洋セメント	1,400	3,035.00	4,249,000	
東海カーボン	1,400	1,036.00	1,450,400	
ノリタケカンパニーリミテド	200	4,495.00	899,000	
ＴＯＴＯ	800	4,780.00	3,824,000	
日本碍子	2,600	1,985.00	5,161,000	
日本特殊陶業	1,800	2,136.00	3,844,800	
フジミインコーポレーテッド	200	3,075.00	615,000	
ニチアス	500	2,758.00	1,379,000	
ニチハ	300	2,513.00	753,900	
日本製鉄	16,700	1,680.50	28,064,350	
神戸製鋼所	9,700	579.00	5,616,300	
合同製鐵	200	2,738.00	547,600	
ジェイ　エフ　イー　ホールディングス	10,800	1,485.00	16,038,000	
東京製鐵	1,600	770.00	1,232,000	
共英製鋼	400	2,096.00	838,400	
大和工業	700	2,676.00	1,873,200	
大阪製鐵	500	1,526.00	763,000	
淀川製鋼所	400	1,956.00	782,400	
丸一鋼管	700	3,095.00	2,166,500	
大同特殊鋼	500	4,705.00	2,352,500	
山陽特殊製鋼	800	1,540.00	1,232,000	
愛知製鋼	300	3,760.00	1,128,000	
日立金属	3,500	1,662.00	5,817,000	
新日本電工	2,100	167.00	350,700	
日本軽金属ホールディングス	8,100	224.00	1,814,400	

三井金属鉱業	600	2,910.00	1,746,000	
東邦亜鉛	200	2,077.00	415,400	
三菱マテリアル	1,900	2,931.00	5,568,900	
住友金属鉱山	2,200	3,563.00	7,838,600	
ＤＯＷＡホールディングス	600	4,195.00	2,517,000	
古河機械金属	500	1,415.00	707,500	
ＵＡＣＪ	600	2,418.00	1,450,800	
古河電気工業	800	2,752.00	2,201,600	
住友電気工業	8,400	1,637.00	13,750,800	
フジクラ	3,700	446.00	1,650,200	
リョービ	500	1,937.00	968,500	
アーレスティ	1,100	558.00	613,800	
アサヒホールディングス	300	2,736.00	820,800	
トーカロ	400	1,117.00	446,800	
ＳＵＭＣＯ	1,600	1,904.00	3,046,400	
川田テクノロジーズ	100	6,580.00	658,000	
東洋製罐グループホールディングス	1,600	1,941.00	3,105,600	
ホッカンホールディングス	300	2,046.00	613,800	
コロナ	300	1,051.00	315,300	
横河ブリッジホールディングス	300	1,880.00	564,000	
三和ホールディングス	1,500	1,230.00	1,845,000	
文化シヤッター	700	910.00	637,000	
三協立山	500	1,473.00	736,500	
ＬＩＸＩＬグループ	2,700	1,919.00	5,181,300	
ノーリツ	500	1,436.00	718,000	
長府製作所	300	2,337.00	701,100	
リンナイ	300	8,460.00	2,538,000	
岡部	500	902.00	451,000	
ジーテクト	700	1,714.00	1,199,800	
東プレ	800	1,737.00	1,389,600	
高周波熱錬	400	884.00	353,600	
パイオラックス	400	2,089.00	835,600	
エイチワン	900	808.00	727,200	
日本発條	2,700	983.00	2,654,100	
三益半導体工業	200	2,291.00	458,200	
日本製鋼所	400	2,170.00	868,000	

三浦工業	300	3,840.00	1,152,000	
タクマ	600	1,244.00	746,400	
オークマ	300	5,540.00	1,662,000	
東芝機械	200	2,964.00	592,800	
アマダホールディングス	3,100	1,261.00	3,909,100	
アイダエンジニアリング	700	950.00	665,000	
ＦＵＪＩ	700	2,042.00	1,429,400	
牧野フライス製作所	300	4,795.00	1,438,500	
オーエスジー	700	2,015.00	1,410,500	
旭ダイヤモンド工業	700	636.00	445,200	
DMG森精機	900	1,677.00	1,509,300	
ソディック	600	970.00	582,000	
ディスコ	200	26,990.00	5,398,000	
日東工器	200	2,312.00	462,400	
島精機製作所	300	2,390.00	717,000	
やまびこ	500	1,131.00	565,500	
ニューフレアテクノロジー	200	12,000.00	2,400,000	
ナブテスコ	700	3,465.00	2,425,500	
三井海洋開発	600	2,658.00	1,594,800	
ＳMC	300	53,950.00	16,185,000	
ユニオンツール	200	3,320.00	664,000	
オイレス工業	300	1,648.00	494,400	
サトーホールディングス	200	3,340.00	668,000	
小松製作所	7,600	2,642.00	20,079,200	
住友重機械工業	1,200	3,140.00	3,768,000	
日立建機	1,500	3,360.00	5,040,000	
井関農機	300	1,614.00	484,200	
ハーモニック・ドライブ・システムズ	200	5,290.00	1,058,000	
クボタ	8,200	1,722.00	14,120,400	
月島機械	300	1,627.00	488,100	
新東工業	500	999.00	499,500	
澁谷工業	200	3,050.00	610,000	
アイチ　コーポレーション	800	757.00	605,600	
小森コーポレーション	700	1,105.00	773,500	
荏原製作所	700	3,385.00	2,369,500	

		ダイキン工業	1,000	15,580.00	15,580,000
		栗田工業	700	3,310.00	2,317,000
		椿本チエイン	500	3,820.00	1,910,000
		ダイフク	300	7,210.00	2,163,000
		加藤製作所	300	1,617.00	485,100
		タダノ	1,300	989.00	1,285,700
		フジテック	600	1,736.00	1,041,600
		ＣＫＤ	400	2,022.00	808,800
		平和	1,100	2,273.00	2,500,300
		理想科学工業	400	1,894.00	757,600
		ＳＡＮＫＹＯ	700	3,770.00	2,639,000
		マースグループホールディングス	200	2,028.00	405,600
		フクシマガリレイ	200	4,085.00	817,000
		ユニバーサルエンターテインメント	700	3,545.00	2,481,500
		竹内製作所	500	1,895.00	947,500
		アマノ	400	3,285.00	1,314,000
		マックス	300	2,133.00	639,900
		グローリー	500	3,380.00	1,690,000
		大和冷機工業	400	1,183.00	473,200
		セガサミーホールディングス	1,500	1,597.00	2,395,500
		リケン	200	3,955.00	791,000
		ＴＰＲ	600	2,039.00	1,223,400
		ツバキ・ナカシマ	400	1,435.00	574,000
		ホシザキ	300	9,990.00	2,997,000
		大豊工業	700	810.00	567,000
		日本精工	5,800	1,028.00	5,962,400
		ＮＴＮ	6,500	343.00	2,229,500
		ジェイテクト	4,100	1,285.00	5,268,500
		不二越	300	4,685.00	1,405,500
		ＴＨＫ	900	3,170.00	2,853,000
		イーグル工業	900	1,064.00	957,600
		キッツ	1,100	746.00	820,600
		マキタ	1,300	4,105.00	5,336,500
		日立造船	1,700	410.00	697,000
		三菱重工業	3,400	4,300.00	14,620,000
		ＩＨＩ	1,300	2,890.00	3,757,000

スター精密	400	1,536.00	614,400	
日清紡ホールディングス	1,700	1,047.00	1,779,900	
イビデン	700	2,746.00	1,922,200	
コニカミノルタ	6,700	716.00	4,797,200	
ブラザー工業	2,200	2,318.00	5,099,600	
ミネベアミツミ	2,000	2,405.00	4,810,000	
日立製作所	7,200	4,587.00	33,026,400	
三菱電機	15,800	1,532.50	24,213,500	
富士電機	1,100	3,330.00	3,663,000	
安川電機	700	4,475.00	3,132,500	
明電舎	400	2,337.00	934,800	
山洋電気	100	5,530.00	553,000	
東芝テック	200	4,545.00	909,000	
マブチモーター	600	4,220.00	2,532,000	
日本電産	700	15,540.00	10,878,000	
ダイヘン	200	3,500.00	700,000	
ＪＶＣケンウッド	1,900	265.00	503,500	
日新電機	800	1,337.00	1,069,600	
オムロン	900	6,540.00	5,886,000	
日東工業	300	2,559.00	767,700	
ＩＤＥＣ	200	2,264.00	452,800	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	800	2,400.00	1,920,000	
メルコホールディングス	200	3,005.00	601,000	
日本電気	1,400	5,080.00	7,112,000	
富士通	1,200	11,245.00	13,494,000	
沖電気工業	900	1,488.00	1,339,200	
サンケン電気	200	3,385.00	677,000	
ルネサスエレクトロニクス	9,900	811.00	8,028,900	
セイコーエプソン	4,200	1,631.00	6,850,200	
ワコム	900	461.00	414,900	
アルバック	400	4,305.00	1,722,000	
ＥＩＺＯ	200	3,885.00	777,000	
日本信号	400	1,440.00	576,000	
能美防災	300	2,429.00	728,700	
エレコム	200	4,580.00	916,000	

パナソニック	22,600	1,058.50	23,922,100	
シャープ	1,500	1,711.00	2,566,500	
アンリツ	400	2,222.00	888,800	
富士通ゼネラル	500	2,590.00	1,295,000	
ソニー	5,100	8,036.00	40,983,600	
ＴＤＫ	700	12,590.00	8,813,000	
アルプスアルパイン	1,400	2,565.00	3,591,000	
フォスター電機	300	1,960.00	588,000	
ホシデン	400	1,392.00	556,800	
ヒロセ電機	300	14,260.00	4,278,000	
日本航空電子工業	700	2,292.00	1,604,400	
マクセルホールディングス	600	1,499.00	899,400	
横河電機	1,300	2,044.00	2,657,200	
新電元工業	200	3,770.00	754,000	
アズビル	600	3,040.00	1,824,000	
日本光電工業	400	3,045.00	1,218,000	
堀場製作所	200	7,330.00	1,466,000	
アドバンテスト	400	6,330.00	2,532,000	
キーエンス	400	40,470.00	16,188,000	
シスメックス	500	7,700.00	3,850,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	200	3,750.00	750,000	
イリソ電子工業	100	4,750.00	475,000	
スタンレー電気	1,200	3,150.00	3,780,000	
ウシオ電機	800	1,761.00	1,408,800	
カシオ計算機	1,300	2,293.00	2,980,900	
ファナック	1,100	20,915.00	23,006,500	
フクダ電子	200	7,590.00	1,518,000	
エンプラス	200	3,370.00	674,000	
ローム	700	9,030.00	6,321,000	
浜松ホトニクス	500	4,575.00	2,287,500	
新光電気工業	900	1,373.00	1,235,700	
京セラ	2,100	7,721.00	16,214,100	
太陽誘電	600	3,610.00	2,166,000	
村田製作所	2,800	6,870.00	19,236,000	
双葉電子工業	400	1,350.00	540,000	
ＫＯＡ	300	1,386.00	415,800	

市光工業	600	720.00	432,000	
小糸製作所	1,000	5,040.00	5,040,000	
ミツバ	800	687.00	549,600	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	300	8,150.00	2,445,000	
キヤノン電子	500	2,074.00	1,037,000	
キヤノン	12,700	3,079.00	39,103,300	
リコー	5,300	1,265.00	6,704,500	
象印マホービン	300	2,201.00	660,300	
東京エレクトロン	700	25,300.00	17,710,000	
トヨタ紡織	2,000	1,714.00	3,428,000	
ユニプレス	900	1,506.00	1,355,400	
豊田自動織機	2,800	6,330.00	17,724,000	
モリタホールディングス	400	1,720.00	688,000	
デンソー	7,000	4,885.00	34,195,000	
東海理化電機製作所	1,000	2,083.00	2,083,000	
三井Ｅ＆Ｓホールディングス	1,100	949.00	1,043,900	
川崎重工業	2,100	2,405.00	5,050,500	
三菱ロジスネクスト	600	1,510.00	906,000	
日産自動車	100,200	618.00	61,923,600	
いすゞ自動車	8,100	1,243.00	10,068,300	
トヨタ自動車	32,162	7,739.00	248,901,718	
日野自動車	5,700	1,149.00	6,549,300	
三菱自動車工業	15,600	452.00	7,051,200	
武蔵精密工業	700	1,463.00	1,024,100	
日産車体	1,000	1,057.00	1,057,000	
新明和工業	600	1,469.00	881,400	
極東開発工業	500	1,551.00	775,500	
日信工業	600	2,231.00	1,338,600	
トピー工業	400	1,951.00	780,400	
タチエス	400	1,407.00	562,800	
ＮＯＫ	2,400	1,615.00	3,876,000	
フタバ産業	900	718.00	646,200	
ＫＹＢ	400	3,160.00	1,264,000	
大同メタル工業	800	728.00	582,400	
プレス工業	1,800	405.00	729,000	
太平洋工業	600	1,494.00	896,400	

ケーヒン	700	2,574.00	1,801,800	
河西工業	1,000	823.00	823,000	
アイシン精機	3,700	3,905.00	14,448,500	
マツダ	11,500	959.00	11,028,500	
本田技研工業	23,800	3,074.00	73,161,200	
スズキ	3,300	4,637.00	15,302,100	
ＳＵＢＡＲＵ	10,400	2,677.00	27,840,800	
ヤマハ発動機	3,300	2,129.00	7,025,700	
ショーワ	500	2,278.00	1,139,000	
エクセディ	700	2,414.00	1,689,800	
ハイレックスコーポレーション	600	1,989.00	1,193,400	
豊田合成	1,300	2,758.00	3,585,400	
愛三工業	1,000	748.00	748,000	
日本精機	700	1,703.00	1,192,100	
ヨロズ	500	1,460.00	730,000	
エフ・シー・シー	500	2,342.00	1,171,000	
シマノ	300	17,390.00	5,217,000	
テイ・エス　テック	800	3,330.00	2,664,000	
テルモ	1,700	3,932.00	6,684,400	
日機装	500	1,430.00	715,000	
島津製作所	800	3,395.00	2,716,000	
ナカニシ	400	2,043.00	817,200	
東京精密	300	4,310.00	1,293,000	
ニコン	3,500	1,387.00	4,854,500	
トプコン	600	1,688.00	1,012,800	
オリンパス	2,500	1,733.50	4,333,750	
タムロン	200	2,609.00	521,800	
ＨＯＹＡ	1,000	10,730.00	10,730,000	
朝日インテック	200	3,300.00	660,000	
シチズン時計	3,600	581.00	2,091,600	
セイコーホールディングス	500	2,956.00	1,478,000	
ニプロ	1,500	1,286.00	1,929,000	
パラマウントベッドホールディングス	200	4,635.00	927,000	
バンダイナムコホールディングス	800	6,695.00	5,356,000	
パイロットコーポレーション	300	4,450.00	1,335,000	

トッパン・フォームズ	1,000	1,171.00	1,171,000	
フジシールインターナショナル	400	2,373.00	949,200	
タカラトミー	500	1,289.00	644,500	
大建工業	300	1,924.00	577,200	
凸版印刷	3,000	2,228.00	6,684,000	
大日本印刷	2,000	2,977.00	5,954,000	
共同印刷	200	3,000.00	600,000	
ＮＩＳＳＨＡ	900	1,099.00	989,100	
アシックス	900	1,620.00	1,458,000	
ヤマハ	700	6,150.00	4,305,000	
ピジョン	300	4,200.00	1,260,000	
リンテック	700	2,401.00	1,680,700	
任天堂	300	43,200.00	12,960,000	
三菱鉛筆	400	1,658.00	663,200	
タカラスタンダード	600	1,935.00	1,161,000	
コクヨ	900	1,658.00	1,492,200	
オカムラ	1,000	1,095.00	1,095,000	
美津濃	200	2,709.00	541,800	
東京電力ホールディングス	74,100	435.00	32,233,500	
中部電力	10,500	1,449.00	15,214,500	
関西電力	13,500	1,229.50	16,598,250	
中国電力	4,100	1,411.00	5,785,100	
北陸電力	3,700	763.00	2,823,100	
東北電力	10,000	1,020.00	10,200,000	
四国電力	3,100	1,014.00	3,143,400	
九州電力	7,600	895.00	6,802,000	
北海道電力	5,400	508.00	2,743,200	
沖縄電力	600	1,986.00	1,191,600	
電源開発	2,700	2,572.00	6,944,400	
東京瓦斯	4,600	2,582.00	11,877,200	
大阪瓦斯	4,300	1,981.00	8,518,300	
東邦瓦斯	700	4,360.00	3,052,000	
北海道瓦斯	300	1,622.00	486,600	
西部瓦斯	400	2,491.00	996,400	
静岡ガス	800	934.00	747,200	
メタウォーター	200	4,285.00	857,000	

東武鉄道	1,100	3,975.00	4,372,500	
相鉄ホールディングス	600	2,952.00	1,771,200	
東急	3,200	1,971.00	6,307,200	
京浜急行電鉄	1,100	2,111.00	2,322,100	
小田急電鉄	1,400	2,549.00	3,568,600	
京王電鉄	500	6,550.00	3,275,000	
京成電鉄	700	4,350.00	3,045,000	
東日本旅客鉄道	3,100	9,958.00	30,869,800	
西日本旅客鉄道	1,300	9,455.00	12,291,500	
東海旅客鉄道	1,400	21,945.00	30,723,000	
西武ホールディングス	2,300	1,834.00	4,218,200	
鴻池運輸	600	1,606.00	963,600	
西日本鉄道	600	2,483.00	1,489,800	
ハマキョウレックス	200	3,510.00	702,000	
サカイ引越センター	100	6,670.00	667,000	
近鉄グループホールディングス	700	6,000.00	4,200,000	
阪急阪神ホールディングス	1,500	4,705.00	7,057,500	
南海電気鉄道	800	2,982.00	2,385,600	
京阪ホールディングス	400	5,350.00	2,140,000	
名古屋鉄道	900	3,395.00	3,055,500	
日本通運	700	6,370.00	4,459,000	
ヤマトホールディングス	2,500	1,861.00	4,652,500	
山九	400	5,590.00	2,236,000	
丸全昭和運輸	200	3,095.00	619,000	
センコーグループホールディングス	1,400	910.00	1,274,000	
トナミホールディングス	100	5,090.00	509,000	
ニッコンホールディングス	600	2,640.00	1,584,000	
福山通運	400	3,940.00	1,576,000	
セイノーホールディングス	1,800	1,438.00	2,588,400	
神奈川中央交通	200	4,030.00	806,000	
日立物流	700	3,205.00	2,243,500	
九州旅客鉄道	700	3,665.00	2,565,500	
ＳＧホールディングス	1,500	2,438.00	3,657,000	
日本郵船	1,800	1,932.00	3,477,600	
商船三井	1,200	2,938.00	3,525,600	
川崎汽船	600	1,693.00	1,015,800	

ＮＳユナイテッド海運	500	2,134.00	1,067,000	
飯野海運	1,900	361.00	685,900	
日本航空	4,900	3,445.00	16,880,500	
ＡＮＡホールディングス	3,100	3,590.00	11,129,000	
日新	300	1,814.00	544,200	
三菱倉庫	600	2,804.00	1,682,400	
三井倉庫ホールディングス	300	1,980.00	594,000	
住友倉庫	800	1,495.00	1,196,000	
日本トランスシティ	800	534.00	427,200	
名港海運	400	1,220.00	488,000	
上組	900	2,375.00	2,137,500	
近鉄エクスプレス	600	1,882.00	1,129,200	
ＮＥＣネッツエスアイ	300	4,120.00	1,236,000	
日鉄ソリューションズ	400	3,820.00	1,528,000	
ＴＩＳ	300	6,660.00	1,998,000	
グリー	2,100	483.00	1,014,300	
コーエーテクモホールディングス	500	2,959.00	1,479,500	
ネクソン	3,100	1,563.00	4,845,300	
コロプラ	900	1,191.00	1,071,900	
ティーガイア	400	2,680.00	1,072,000	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	900	2,239.00	2,015,100	
インターネットイニシアティブ	300	2,961.00	888,300	
ＬＩＮＥ	200	5,390.00	1,078,000	
アルテリア・ネットワークス	300	1,889.00	566,700	
フジ・メディア・ホールディングス	2,900	1,551.00	4,497,900	
オービック	200	15,780.00	3,156,000	
Ｚホールディングス	26,900	470.00	12,643,000	
トレンドマイクロ	600	5,710.00	3,426,000	
日本オラクル	500	10,110.00	5,055,000	
オービックビジネスコンサルタント	200	5,100.00	1,020,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	800	3,270.00	2,616,000	
大塚商会	700	4,485.00	3,139,500	
電通国際情報サービス	200	4,585.00	917,000	
東映アニメーション	200	5,510.00	1,102,000	
デジタルガレージ	200	4,560.00	912,000	

WOWOW	300	2,700.00	810,000	
ネットワンシステムズ	300	2,854.00	856,200	
エイベックス	500	1,244.00	622,000	
日本ユニシス	400	3,500.00	1,400,000	
兼松エレクトロニクス	200	3,595.00	719,000	
東京放送ホールディングス	1,600	1,895.00	3,032,000	
日本テレビホールディングス	3,100	1,465.00	4,541,500	
朝日放送グループホールディングス	600	760.00	456,000	
テレビ朝日ホールディングス	1,000	2,024.00	2,024,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	3,700	476.00	1,761,200	
テレビ東京ホールディングス	300	2,444.00	733,200	
コネクシオ	400	1,710.00	684,000	
日本電信電話	41,900	2,792.00	116,984,800	
ＫＤＤＩ	19,300	3,283.00	63,361,900	
ソフトバンク	25,500	1,485.50	37,880,250	
光通信	200	27,820.00	5,564,000	
沖縄セルラー電話	300	4,350.00	1,305,000	
ＮＴＴドコモ	27,400	3,110.00	85,214,000	
GMOインターネット	500	2,239.00	1,119,500	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	300	2,073.00	621,900	
ゼンリン	300	1,731.00	519,300	
松竹	100	16,650.00	1,665,000	
東宝	700	4,550.00	3,185,000	
東映	100	16,390.00	1,639,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	6,600	1,546.00	10,203,600	
ＤＴＳ	300	2,545.00	763,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	400	5,680.00	2,272,000	
カプコン	400	3,120.00	1,248,000	
ＳＣＳＫ	500	5,910.00	2,955,000	
ＴＫＣ	200	5,250.00	1,050,000	
富士ソフト	200	4,380.00	876,000	
ＮＳＤ	400	1,772.00	708,800	
コナミホールディングス	600	4,460.00	2,676,000	
ソフトバンクグループ	17,600	5,049.00	88,862,400	
伊藤忠食品	100	5,170.00	517,000	

		あらた	200	4,525.00	905,000	
		双日	14,800	347.00	5,135,600	
		アルフレッサ　ホールディングス	1,400	2,218.00	3,105,200	
		横浜冷凍	400	985.00	394,000	
		神戸物産	200	4,035.00	807,000	
		あい　ホールディングス	300	1,966.00	589,800	
		ダイワボウホールディングス	200	6,470.00	1,294,000	
		マクニカ・富士エレホールディングス	500	1,853.00	926,500	
		バイタルケーエスケー・ホールディングス	700	1,034.00	723,800	
		ＴＯＫＡＩホールディングス	1,000	1,073.00	1,073,000	
		シップヘルスケアホールディングス	300	5,020.00	1,506,000	
		小野建	400	1,403.00	561,200	
		ナガイレーベン	200	2,345.00	469,000	
		三菱食品	500	3,165.00	1,582,500	
		第一興商	400	5,620.00	2,248,000	
		メディパルホールディングス	1,500	2,438.00	3,657,000	
		アズワン	100	10,050.00	1,005,000	
		ドウシシャ	400	1,702.00	680,800	
		岡谷鋼機	200	10,150.00	2,030,000	
		シークス	400	1,463.00	585,200	
		伊藤忠商事	13,500	2,580.50	34,836,750	
		丸紅	22,700	821.80	18,654,860	
		長瀬産業	1,200	1,596.00	1,915,200	
		蝶理	300	2,138.00	641,400	
		豊田通商	3,000	3,795.00	11,385,000	
		兼松	900	1,445.00	1,300,500	
		三井物産	19,500	1,972.50	38,463,750	
		日本紙パルプ商事	200	4,160.00	832,000	
		日立ハイテクノロジーズ	500	7,890.00	3,945,000	
		カメイ	600	1,215.00	729,000	
		山善	900	1,064.00	957,600	
		住友商事	14,500	1,623.50	23,540,750	
		三菱商事	17,600	2,907.00	51,163,200	
		キヤノンマーケティングジャパン	1,000	2,549.00	2,549,000	
		三谷商事	200	5,790.00	1,158,000	

ユアサ商事	300	3,585.00	1,075,500	
阪和興業	600	2,829.00	1,697,400	
菱電商事	300	1,676.00	502,800	
岩谷産業	500	3,675.00	1,837,500	
三愛石油	700	1,139.00	797,300	
稲畑産業	700	1,579.00	1,105,300	
ワキタ	600	1,089.00	653,400	
東邦ホールディングス	700	2,424.00	1,696,800	
サンゲツ	500	2,036.00	1,018,000	
ミツウロコグループホールディングス	400	1,178.00	471,200	
伊藤忠エネクス	1,600	907.00	1,451,200	
サンリオ	500	2,154.00	1,077,000	
リョーサン	300	2,730.00	819,000	
加賀電子	300	2,519.00	755,700	
ＰＡＬＴＡＣ	300	5,540.00	1,662,000	
日鉄物産	400	5,120.00	2,048,000	
トラスコ中山	400	2,794.00	1,117,600	
オートバックスセブン	700	1,674.00	1,171,800	
加藤産業	300	3,365.00	1,009,500	
イエローハット	400	1,863.00	745,200	
日伝	300	2,051.00	615,300	
因幡電機産業	500	2,692.00	1,346,000	
ミスミグループ本社	700	2,982.00	2,087,400	
スズケン	600	4,450.00	2,670,000	
ジェコス	500	1,098.00	549,000	
ローソン	1,000	6,330.00	6,330,000	
サンエー	200	4,620.00	924,000	
カワチ薬品	300	2,161.00	648,300	
エービーシー・マート	400	7,010.00	2,804,000	
アスクル	200	3,410.00	682,000	
ゲオホールディングス	700	1,300.00	910,000	
アダストリア	300	2,328.00	698,400	
日本マクドナルドホールディングス	200	5,230.00	1,046,000	
パルグループホールディングス	200	3,635.00	727,000	
エディオン	1,100	1,202.00	1,322,200	

セリア	300	3,365.00	1,009,500	
ナフコ	600	1,549.00	929,400	
アルペン	400	1,746.00	698,400	
ビックカメラ	1,000	1,290.00	1,290,000	
ＤＣＭホールディングス	1,400	1,043.00	1,460,200	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	200	2,766.00	553,200	
Ｊ．フロント　リテイリング	2,100	1,550.00	3,255,000	
ドトール・日レスホールディングス	400	2,132.00	852,800	
マツモトキヨシホールディングス	500	4,405.00	2,202,500	
ＺＯＺＯ	500	1,985.00	992,500	
ココカラファイン	200	6,610.00	1,322,000	
三越伊勢丹ホールディングス	3,200	1,003.00	3,209,600	
ウエルシアホールディングス	300	6,830.00	2,049,000	
クリエイトＳＤホールディングス	300	2,822.00	846,600	
ジョイフル本田	600	1,341.00	804,600	
すかいらーくホールディングス	900	2,174.00	1,956,600	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	1,100	971.00	1,068,100	
日本調剤	200	3,820.00	764,000	
コスモス薬品	100	24,610.00	2,461,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	6,900	4,285.00	29,566,500	
ツルハホールディングス	200	13,900.00	2,780,000	
サンマルクホールディングス	300	2,324.00	697,200	
トリドールホールディングス	200	2,863.00	572,600	
クスリのアオキホールディングス	100	6,910.00	691,000	
スシローグローバルホールディングス	100	9,960.00	996,000	
ＬＩＸＩＬビバ	500	1,980.00	990,000	
ノジマ	500	2,217.00	1,108,500	
良品計画	1,000	2,128.00	2,128,000	
コーナン商事	500	2,455.00	1,227,500	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	1,400	1,867.00	2,613,800	
西松屋チェーン	600	937.00	562,200	
ゼンショーホールディングス	500	2,503.00	1,251,500	
ワークマン	100	9,970.00	997,000	
サイゼリヤ	300	2,639.00	791,700	

ＶＴホールディングス	1,300	471.00	612,300	
ユナイテッドアローズ	200	2,920.00	584,000	
壱番屋	100	5,930.00	593,000	
スギホールディングス	300	5,680.00	1,704,000	
ヨンドシーホールディングス	200	2,506.00	501,200	
ファミリーマート	2,000	2,738.00	5,476,000	
上新電機	300	2,484.00	745,200	
日本瓦斯	300	3,295.00	988,500	
島忠	500	3,265.00	1,632,500	
チヨダ	400	1,549.00	619,600	
ライフコーポレーション	400	2,430.00	972,000	
ＡＯＫＩホールディングス	1,100	1,075.00	1,182,500	
オークワ	400	1,462.00	584,800	
コメリ	600	2,234.00	1,340,400	
青山商事	1,200	1,514.00	1,816,800	
しまむら	400	8,190.00	3,276,000	
高島屋	2,200	1,220.00	2,684,000	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	1,600	1,194.00	1,910,400	
パルコ	900	1,848.00	1,663,200	
丸井グループ	800	2,737.00	2,189,600	
アクシアル　リテイリング	200	3,770.00	754,000	
イオン	5,000	2,339.00	11,695,000	
イズミ	500	3,830.00	1,915,000	
平和堂	600	2,032.00	1,219,200	
フジ	300	1,833.00	549,900	
ヤオコー	200	5,520.00	1,104,000	
ゼビオホールディングス	500	1,252.00	626,000	
ケーズホールディングス	1,600	1,418.00	2,268,800	
ＡＴグループ	800	1,890.00	1,512,000	
アインホールディングス	200	6,590.00	1,318,000	
ヤマダ電機	6,200	573.00	3,552,600	
アークランドサカモト	500	1,242.00	621,000	
ニトリホールディングス	300	17,320.00	5,196,000	
吉野家ホールディングス	200	2,736.00	547,200	
王将フードサービス	100	6,650.00	665,000	
プレナス	300	1,921.00	576,300	

		ミニストップ	300	1,538.00	461,400	
		アークス	600	2,081.00	1,248,600	
		バローホールディングス	600	2,059.00	1,235,400	
		ベルク	200	5,500.00	1,100,000	
		ファーストリテイリング	200	63,340.00	12,668,000	
		サンドラッグ	600	3,985.00	2,391,000	
		ベルーナ	1,100	689.00	757,900	
		めぶきフィナンシャルグループ	20,600	265.00	5,459,000	
		東京きらぼしフィナンシャルグループ	1,200	1,424.00	1,708,800	
		九州フィナンシャルグループ	8,300	466.00	3,867,800	
		ゆうちょ銀行	5,200	1,033.00	5,371,600	
		コンコルディア・フィナンシャルグループ	18,800	436.00	8,196,800	
		西日本フィナンシャルホールディングス	3,400	794.00	2,699,600	
		関西みらいフィナンシャルグループ	6,900	666.00	4,595,400	
		三十三フィナンシャルグループ	1,000	1,653.00	1,653,000	
		第四北越フィナンシャルグループ	900	2,909.00	2,618,100	
		新生銀行	3,000	1,632.00	4,896,000	
		あおぞら銀行	2,200	2,930.00	6,446,000	
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	208,500	579.00	120,721,500	
		りそなホールディングス	45,000	468.30	21,073,500	
		三井住友トラスト・ホールディングス	4,500	4,219.00	18,985,500	
		三井住友フィナンシャルグループ	22,600	3,998.00	90,354,800	
		千葉銀行	9,800	633.00	6,203,400	
		群馬銀行	8,000	371.00	2,968,000	
		武蔵野銀行	800	1,782.00	1,425,600	
		千葉興業銀行	2,400	375.00	900,000	
		筑波銀行	1,800	225.00	405,000	
		七十七銀行	1,400	1,721.00	2,409,400	
		青森銀行	300	2,781.00	834,300	
		秋田銀行	400	2,118.00	847,200	
		山形銀行	500	1,520.00	760,000	
		岩手銀行	400	2,716.00	1,086,400	
		東邦銀行	4,100	255.00	1,045,500	

みちのく銀行	300	1,479.00	443,700	
ふくおかフィナンシャルグループ	2,300	2,040.00	4,692,000	
静岡銀行	7,100	794.00	5,637,400	
十六銀行	700	2,418.00	1,692,600	
スルガ銀行	2,900	457.00	1,325,300	
八十二銀行	8,000	447.00	3,576,000	
山梨中央銀行	900	1,113.00	1,001,700	
大垣共立銀行	700	2,286.00	1,600,200	
福井銀行	400	1,805.00	722,000	
北國銀行	400	3,250.00	1,300,000	
清水銀行	200	2,170.00	434,000	
滋賀銀行	700	2,689.00	1,882,300	
南都銀行	600	2,673.00	1,603,800	
百五銀行	4,600	332.00	1,527,200	
京都銀行	800	4,575.00	3,660,000	
紀陽銀行	900	1,591.00	1,431,900	
ほくほくフィナンシャルグループ	3,200	1,100.00	3,520,000	
広島銀行	5,800	510.00	2,958,000	
山陰合同銀行	2,700	633.00	1,709,100	
中国銀行	2,600	1,037.00	2,696,200	
伊予銀行	5,100	597.00	3,044,700	
百十四銀行	700	2,046.00	1,432,200	
四国銀行	900	986.00	887,400	
阿波銀行	600	2,338.00	1,402,800	
大分銀行	400	2,676.00	1,070,400	
宮崎銀行	400	2,563.00	1,025,200	
佐賀銀行	400	1,648.00	659,200	
沖縄銀行	300	3,490.00	1,047,000	
琉球銀行	700	1,120.00	784,000	
セブン銀行	8,600	337.00	2,898,200	
みずほフィナンシャルグループ	420,500	166.60	70,055,300	
山口フィナンシャルグループ	4,700	697.00	3,275,900	
名古屋銀行	400	3,180.00	1,272,000	
北洋銀行	9,600	226.00	2,169,600	
愛知銀行	300	3,645.00	1,093,500	
中京銀行	300	2,210.00	663,000	

大光銀行	300	1,688.00	506,400	
愛媛銀行	600	1,126.00	675,600	
京葉銀行	2,700	598.00	1,614,600	
栃木銀行	3,700	223.00	825,100	
東和銀行	1,000	840.00	840,000	
トモニホールディングス	3,200	400.00	1,280,000	
フィデアホールディングス	5,100	131.00	668,100	
池田泉州ホールディングス	8,400	201.00	1,688,400	
ＦＰＧ	500	1,034.00	517,000	
ＳＢＩホールディングス	1,700	2,417.00	4,108,900	
ジャフコ	400	4,230.00	1,692,000	
大和証券グループ本社	40,400	577.70	23,339,080	
岡三証券グループ	2,900	391.00	1,133,900	
丸三証券	1,100	489.00	537,900	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	4,900	346.00	1,695,400	
いちよし証券	700	648.00	453,600	
松井証券	2,000	888.00	1,776,000	
マネックスグループ	2,000	284.00	568,000	
極東証券	600	762.00	457,200	
岩井コスモホールディングス	400	1,300.00	520,000	
かんぽ生命保険	2,700	1,934.00	5,221,800	
ＳＯＭＰＯホールディングス	3,400	4,213.00	14,324,200	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	6,100	3,670.00	22,387,000	
ソニーフィナンシャルホールディングス	2,500	2,639.00	6,597,500	
第一生命ホールディングス	13,700	1,747.00	23,933,900	
東京海上ホールディングス	5,600	6,147.00	34,423,200	
Ｔ＆Ｄホールディングス	6,700	1,321.00	8,850,700	
全国保証	400	4,745.00	1,898,000	
アルヒ	300	2,290.00	687,000	
クレディセゾン	1,700	1,899.00	3,228,300	
芙蓉総合リース	300	7,220.00	2,166,000	
みずほリース	400	3,380.00	1,352,000	
東京センチュリー	600	5,740.00	3,444,000	
Ｊトラスト	900	446.00	401,400	

日本証券金融	7,100	520.00	3,692,000	
リコーリース	300	4,220.00	1,266,000	
イオンフィナンシャルサービス	2,500	1,717.00	4,292,500	
アコム	3,300	514.00	1,696,200	
ジャックス	400	2,761.00	1,104,400	
オリエントコーポレーション	12,200	171.00	2,086,200	
日立キャピタル	1,000	3,035.00	3,035,000	
アプラスフィナンシャル	7,300	97.00	708,100	
オリックス	16,100	1,853.00	29,833,300	
三菱ＵＦＪリース	12,200	697.00	8,503,400	
日本取引所グループ	2,700	2,017.00	5,445,900	
ＮＥＣキャピタルソリューション	300	2,504.00	751,200	
いちご	1,900	460.00	874,000	
ヒューリック	3,500	1,317.00	4,609,500	
サムティ	300	1,823.00	546,900	
プレサンスコーポレーション	500	1,356.00	678,000	
ユニゾホールディングス	200	5,160.00	1,032,000	
オープンハウス	400	3,030.00	1,212,000	
東急不動産ホールディングス	5,000	738.00	3,690,000	
飯田グループホールディングス	3,100	1,956.00	6,063,600	
パーク２４	800	2,599.00	2,079,200	
三井不動産	5,300	2,767.00	14,665,100	
三菱地所	7,100	2,097.50	14,892,250	
平和不動産	300	3,065.00	919,500	
東京建物	1,600	1,723.00	2,756,800	
ダイビル	800	1,295.00	1,036,000	
京阪神ビルディング	400	1,385.00	554,000	
住友不動産	2,500	3,830.00	9,575,000	
テーオーシー	800	909.00	727,200	
レオパレス２１	2,300	388.00	892,400	
スターツコーポレーション	500	2,722.00	1,361,000	
ゴールドクレスト	400	2,108.00	843,200	
タカラレーベン	1,200	490.00	588,000	
イオンモール	2,000	1,869.00	3,738,000	
サンフロンティア不動産	400	1,313.00	525,200	
日本空港ビルデング	300	5,760.00	1,728,000	

ミクシィ	1,600	2,018.00	3,228,800	
日本M&Aセンター	200	3,900.00	780,000	
パーソルホールディングス	900	2,090.00	1,881,000	
綜合警備保障	400	6,050.00	2,420,000	
カカクコム	500	2,997.00	1,498,500	
ディップ	200	3,495.00	699,000	
エムスリー	400	3,365.00	1,346,000	
ディー・エヌ・エー	1,200	1,810.00	2,172,000	
博報堂ＤＹホールディングス	1,700	1,742.00	2,961,400	
ぐるなび	400	1,024.00	409,600	
ケネディクス	1,100	559.00	614,900	
電通グループ	2,400	3,800.00	9,120,000	
みらかホールディングス	600	2,671.00	1,602,600	
オリエンタルランド	500	16,010.00	8,005,000	
ダスキン	400	3,065.00	1,226,000	
ラウンドワン	800	1,056.00	844,800	
リゾートトラスト	800	1,808.00	1,446,400	
ビー・エム・エル	300	3,015.00	904,500	
りらいあコミュニケーションズ	300	1,432.00	429,600	
ユー・エス・エス	1,300	2,035.00	2,645,500	
サイバーエージェント	400	3,935.00	1,574,000	
楽天	7,100	918.00	6,517,800	
エン・ジャパン	100	4,945.00	494,500	
テクノプロ・ホールディングス	200	7,550.00	1,510,000	
リクルートホールディングス	3,000	4,214.00	12,642,000	
日本郵政	18,700	1,030.50	19,270,350	
ベルシステム２４ホールディングス	1,300	1,650.00	2,145,000	
リログループ	300	3,015.00	904,500	
エイチ・アイ・エス	400	3,020.00	1,208,000	
共立メンテナンス	200	5,020.00	1,004,000	
東京都競馬	200	3,310.00	662,000	
カナモト	400	2,789.00	1,115,600	
東京ドーム	900	1,082.00	973,800	
西尾レントオール	300	3,035.00	910,500	
帝国ホテル	300	1,971.00	591,300	
トランス・コスモス	300	2,820.00	846,000	

		乃村工藝社	400	1,321.00	528,400	
		トーカイ	200	2,643.00	528,600	
		セコム	1,100	9,734.00	10,707,400	
		メイテック	200	6,310.00	1,262,000	
		ベネッセホールディングス	600	2,959.00	1,775,400	
		イオンディライト	300	3,795.00	1,138,500	
		ニチイ学館	300	1,589.00	476,700	
		ダイセキ	200	3,065.00	613,000	
	小計	銘柄数：990			4,445,158,558	
		組入時価比率：99.2%			100.0%	
合計					4,445,158,558	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2020年1月14日現在)

該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2020年 1月14日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建	17,175,000	－	17,400,000	224,505
合計	17,175,000	－	17,400,000	224,505

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信

2020年2月28日現在

Ⅰ　資産総額	1,986,458,030円
Ⅱ　負債総額	7,931,182円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,978,526,848円
Ⅳ　発行済口数	1,819,668,663口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0873円

（参考）野村ＲＡＦＩ（Ｒ）日本株投信マザーファンド

2020年2月28日現在

Ⅰ　資産総額	3,913,564,536円
Ⅱ　負債総額	21,975,516円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,891,589,020円
Ⅳ　発行済口数	2,952,546,644口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3180円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人

の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2020年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

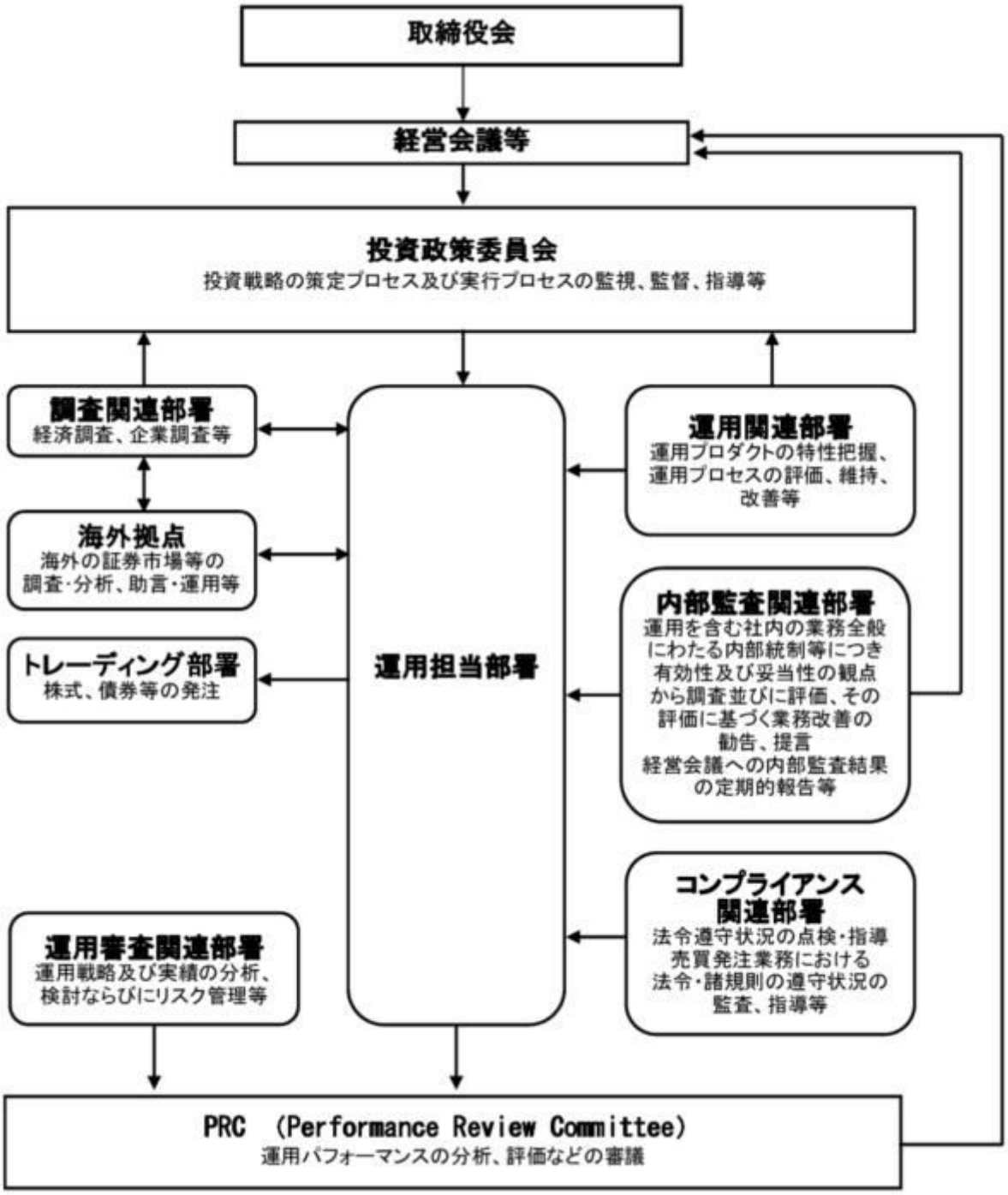

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)

追加型株式投資信託	1,002	29,918,429
単位型株式投資信託	181	905,347
追加型公社債投資信託	14	5,691,071
単位型公社債投資信託	452	1,730,940
合計	1,649	38,245,787

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			919		1,562
金銭の信託			47,936		45,493
有価証券			22,600		19,900
前払金			0		-
前払費用			26		27
未収入金			464		500
未収委託者報酬			24,059		25,246
未収運用受託報酬			6,764		5,933
その他			181		269
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			102,937		98,917
固定資産					

有形固定資産			874		714
建物	※２	348		320	
器具備品	※２	525		393	
無形固定資産			7,157		6,438
ソフトウェア		7,156		6,437	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,825		18,608
投資有価証券		1,184		1,562	
関係会社株式		9,033		12,631	
従業員長期貸付金		36		-	
長期差入保証金		54		235	
長期前払費用		36		22	
前払年金費用		2,350		2,001	
繰延税金資産		3,074		2,694	
その他		168		168	
貸倒引当金		△0		-	
投資損失引当金		-		△707	
固定資産計			23,969		25,761
資産合計			126,906		124,679

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	※１		17,853		16,709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7,930		7,422	
その他未払金		2,005		1,535	
未払費用	※１		12,441		11,704
未払法人税等			2,241		1,560
前受収益			33		29
賞与引当金			4,626		3,792
流動負債計			37,329		33,942
固定負債					
退職給付引当金			2,938		3,219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3,486		3,777
負債合計			40,816		37,720
(純資産の部)					
株主資本			86,078		86,924
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,168		56,014
利益準備金		685		685	

その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等			11		33
その他有価証券評価差額金			11		33
純資産合計			86,090		86,958
負債・純資産合計			126,906		124,679

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自　2017年4月1日 至　2018年3月31日)		当事業年度 (自　2018年4月1日 至　2019年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,907		119,196
運用受託報酬			26,200		21,440
その他営業収益			338		355
営業収益計			142,447		140,992
営業費用					
支払手数料			45,252		42,675
広告宣伝費			1,079		1,210
公告費			0		0
調査費			30,516		30,082
調査費		5,830		5,998	
委託調査費		24,685		24,083	
委託計算費			1,376		1,311
営業雑経費			5,464		5,435
通信費		125		92	
印刷費		966		970	
協会費		79		86	
諸経費		4,293		4,286	
営業費用計			83,689		80,715
一般管理費					
給料			11,716		11,113
役員報酬		425		379	
給料・手当		6,856		7,067	
賞与		4,433		3,666	
交際費			132		107
旅費交通費			482		514
租税公課			1,107		1,048
不動産賃借料			1,221		1,223
退職給付費用			1,110		1,474
固定資産減価償却費			2,706		2,835
諸経費			9,131		10,115
一般管理費計			27,609		28,433
営業利益			31,148		31,843

		前事業年度 (自　2017年4月1日 至　2018年3月31日)		当事業年度 (自　2018年4月1日 至　2019年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※１	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計			4,398		6,964
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計			405		585
経常利益			35,141		38,222
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		20	
関係会社清算益	※３	-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計			95		135
特別損失					
投資有価証券等評価損		2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損	※２	58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計			60		2,118
税引前当期純利益			35,176		36,239
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196
法人税等調整額			△439		370
当期純利益			24,840		25,672

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2017年4月１日　至　2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

当期変動額									
剰余金の配当							△25,598	△25,598	△25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△758	△758	△758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			△25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△29	△29	△29
当期変動額合計	△29	△29	△788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							△24,826	△24,826	△24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			△24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

[重要な会計方針]

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
２．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
３．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
４．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。
5．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
6．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[未適用の会計基準等]

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年3月30日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[表示方法の変更に関する注記]

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月１日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月１日 至 2019年3月31日)
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2 ※２．固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソフトウェア 53 合計 58	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1 ※２．固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソフトウェア 307 合計 310 ※３．関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月１日 至 2018年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	**25,598百万円**
配当の原資	**利益剰余金**
１株当たり配当額	**4,970円**
基準日	**2017年3月31日**
効力発生日	**2017年6月23日**

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	**24,826百万円**
配当の原資	**利益剰余金**
１株当たり配当額	**4,820円**
基準日	**2018年3月31日**
効力発生日	**2018年6月25日**

当事業年度(自　2018年4月１日　至　2019年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	**24,826百万円**
配当の原資	**利益剰余金**
１株当たり配当額	**4,820円**
基準日	**2018年3月31日**
効力発生日	**2018年6月25日**

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	**25,650百万円**
配当の原資	**利益剰余金**
１株当たり配当額	**4,980円**
基準日	**2019年3月31日**
効力発生日	**2019年6月28日**

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2017年4月１日　至 2018年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-

その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

当事業年度（自 2018年4月１日　至 2019年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度 （自 2017年4月１日 至 2018年3月31日）

１．売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月１日　至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度 （自 2018年4月１日　至 2019年3月31日）

１．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日　至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2017年4月１日　至　2018年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	△660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	△518
年金資産の期末残高	17,373

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,163百万円
年金資産	△17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	△3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	△2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	△414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	△40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	△737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	△241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	△579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	△17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	△5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

退職給付引当金	3,219
前払年金費用	△2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	△434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	△38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

◇　税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,434
退職給付引当金	910
投資有価証券評価減	417
未払事業税	409
投資損失引当金	-
ゴルフ会員権評価減	207
時効後支払損引当金	169
減価償却超過額	171
子会社株式売却損	148
未払社会保険料	107
その他	566
繰延税金資産小計	4,543
評価性引当額	△735
繰延税金資産合計	3,808
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5
前払年金費用	728
繰延税金負債合計	733
繰延税金資産の純額	3,074

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.4%
タックスヘイブン税制	1.8%
外国税額控除	△0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,175
退職給付引当金	998
投資有価証券評価減	708
未払事業税	288
投資損失引当金	219
ゴルフ会員権評価減	192
時効後支払損引当金	172
減価償却超過額	171
子会社株式売却損	148
未払社会保険料	82
その他	466
繰延税金資産小計	4,625
評価性引当額	△1,295
繰延税金資産合計	3,329
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15
前払年金費用	620
繰延税金負債合計	635
繰延税金資産の純額	2,694

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%
タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2017年4月１日　至　2018年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2018年4月１日　至　2019年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2017年4月１日　至　2018年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	37,482	未払手数料	6,691

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

1．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	34,646	未払手数料	6,410

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*１) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(*２) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

前事業年度 (自　2017年4月1日 至　2018年3月31日)	当事業年度 (自　2018年4月1日 至　2019年3月31日)
１株当たり純資産額　16,714円33銭 １株当たり当期純利益　4,822円68銭	１株当たり純資産額　16,882円89銭 １株当たり当期純利益　4,984円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　24,840百万円 普通株式に係る当期純利益　24,840百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　25,672百万円 普通株式に係る当期純利益　25,672百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

		2019年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,212
金銭の信託		42,268
有価証券		5,800
未収委託者報酬		25,161
未収運用受託報酬		4,788
その他		957
貸倒引当金		△15
流動資産計		81,173
固定資産		
有形固定資産	※1	679
無形固定資産		5,940
ソフトウェア		5,939
その他		0
投資その他の資産		17,485
投資有価証券		1,362
関係会社株式		12,869
前払年金費用		1,736
繰延税金資産		2,096
その他		420
投資損失引当金		△999
固定資産計		24,105
資産合計		105,278

		2019年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,888
未払収益分配金		0
未払償還金		25
未払手数料		7,472
関係会社未払金		3,649
その他未払金	※2	739
未払費用		9,291
未払法人税等		1,661
賞与引当金		2,294
その他		181
流動負債計		25,317
固定負債		
退職給付引当金		3,267
時効後支払損引当金		565
固定負債計		3,832
負債合計		29,150
(純資産の部)		
株主資本		76,122
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		45,212
利益準備金		685
その他利益剰余金		44,527
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,920
評価・換算差額等		6
その他有価証券評価差額金		6
純資産合計		76,128

負債・純資産合計		105,278

◇中間損益計算書

		自　2019年4月 1日 至　2019年9月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		58,947
運用受託報酬		8,401
その他営業収益		158
営業収益計		67,507
営業費用		
支払手数料		20,298
調査費		13,552
その他営業費用		3,856
営業費用計		37,706
一般管理費	※１	14,394
営業利益		15,406
営業外収益	※２	5,561
営業外費用	※３	27
経常利益		20,940
特別利益	※４	44
特別損失	※５	410
税引前中間純利益		20,574
法人税、住民税及び事業税		5,116
法人税等調整額		610
中間純利益		14,847

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自　2019年4月1日　至　2019年9月30日)

（単位：百万円）

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		
					その他利益剰余金		株　主

	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当中間期変動額									
剰余金の配当							△25,650	△25,650	△25,650
中間純利益							14,847	14,847	14,847
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△10,802	△10,802	△10,802
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,920	45,212	76,122

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当中間期変動額			
剰余金の配当			△25,650
中間純利益			14,847
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△27	△27	△27
当中間期変動額合計	△27	△27	△10,830
当中間期末残高	6	6	76,128

[重要な会計方針]

1　有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2　運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4　引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。
5　消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6　連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

2019年9月30日現在
※１　有形固定資産の減価償却累計額 3,881百万円 ※２　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

自　2019年4月 1日 至　2019年9月30日	
※１　減価償却実施額	
有形固定資産	38百万円
無形固定資産	1,145百万円

※２　営業外収益のうち主要なもの

受取配当金	4,936百万円
金銭信託運用益	433百万円

※３　営業外費用のうち主要なもの

時効後支払損引当金繰入	10百万円
為替差損	6百万円

※４　特別利益の内訳

投資有価証券等売却益	1百万円
株式報酬受入益	43百万円

※５　特別損失の内訳

投資有価証券等評価損	119百万円
投資損失引当金繰入額	291百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

自　2019年4月 1日
至　2019年9月30日

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２　配当に関する事項

配当金支払額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	25,650百万円
(2) 1株当たり配当額	4,980円
(3) 基準日	2019年3月31日
(4) 効力発生日	2019年6月28日

◇金融商品関係

当中間会計期間　（自 2019年4月1日　至 2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,212	2,212	-
(2)金銭の信託	42,268	42,268	-
(3)未収委託者報酬	25,161	25,161	-
(4)未収運用受託報酬	4,788	4,788	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,800	5,800	-
資産計	80,231	80,231	-
(6)未払金	11,888	11,888	-

未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,472	7,472	-
関係会社未払金	3,649	3,649	
その他未払金	739	739	-
(7)未払費用	9,291	9,291	-
(8)未払法人税等	1,661	1,661	-
負債計	22,841	22,841	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,362百万円、関係会社株式12,869百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（5）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

◇有価証券関係

当中間会計期間末 （2019年9月30日）

１．満期保有目的の債券(2019年9月30日)

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(2019年9月30日)

該当事項はありません。

３．その他有価証券(2019年9月30日)

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	5,800	5,800	-
小計	5,800	5,800	-
合計	5,800	5,800	-

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自　2019年4月1日　至　2019年9月30日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇１株当たり情報

自　2019年4月 1日 至　2019年9月30日

１株当たり純資産額	14,780円24銭
１株当たり中間純利益	2,882円67銭

(注) １.潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。
２.１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	14,847百万円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る中間純利益	14,847百万円
期中平均株式数	5,150千株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊2020年1月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊2020年1月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年10月 9日	有価証券届出書
2019年10月 9日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

２０１９年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀　井　　純　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻　井　　雄一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津　村　　健二郎

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの第６０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０１９年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２０年3月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀　井　純　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　志　保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村RAFI(R)日本株投信の２０１９年7月１７日から２０２０年1月１４日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村RAFI(R)日本株投信の２０２０年１月１４日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０１９年１１月２８日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀　井　純　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻　井　雄一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津　村　健二郎

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第６１期事業年度の中間会計期間（２０１９年４月１日から２０１９年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監

査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０１９年9月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０１９年4月1日から２０１９年9月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。